

西海市国民保護計画
避難実施要領パターン（別冊）

令和5年 10月
（令和3年 12月作成）

長崎県西海市

【目次】

第1章 分類①：屋内避難を行うと考えられる類型	
（近傍の堅ろうな建築物等に一定期間とどまると考えられる事態）	1
1 弾道ミサイル攻撃	1
（1）【弾道ミサイル着弾前のパターン】	1
（2）【弾道ミサイル着弾後のパターン】	3
2 航空機による攻撃	10
（1）【航空機による攻撃のパターン①（爆撃機）】	10
（2）【航空機による攻撃のパターン②（小型飛行機）】	12
3 交通機関（航空機等）による自爆テロ	17
（1）【交通機関（航空機等）による自爆テロのパターン】	17
第2章 分類②：屋内避難が基本と考えられるが、事態の状況により、屋内避難と、 市町村の域内・域外避難が混在すると考えられる類型	19
1 ゲリラ・特殊部隊による攻撃	19
（1）【ゲリラ・特殊部隊による攻撃のパターン】	19
2 集客施設等への攻撃	24
（1）【集客施設等への攻撃のパターン①（イベント施設）】	24
（2）【集客施設等への攻撃のパターン②（公園）】	31
第3章 分類③：域内・域外避難を行うと考えられる類型	37
1 着上陸侵攻	37
（1）【着上陸侵攻のパターン①（県外避難）】	37
別紙1 避難経路（陸路及び海路）	53
（2）【着上陸侵攻のパターン②（離島避難）】	55
避難実施要領 記入用紙	61 ~ 63

第1章 分類①：屋内避難を行うと考えられる類型

(近傍の堅ろうな建築物等に一定期間とどまると考えられる事態)

1 弾道ミサイル攻撃

(1) 【弾道ミサイル着弾前のパターン】

避難実施要領（屋内避難）	
西海市長 年 月 日 時 分現在	
1 長崎県からの避難の指示の内容	
国の対策本部長は、国民保護法に基づき、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。要避難地域内の住民は建物に避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。それぞれ、ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにし、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	令和 年 月 日 時 分
発生場所	未定
実行の主体	K国
事案の概要と被害状況	弾道ミサイルの発射準備が認められる。
今後の予測・影響と措置	実際に弾道ミサイルが発射された時に迅速に対応できるよう、市民に対して、警報の発令に関する情報に注意を促すとともに、市民のとるべき行動について周知する。
気象の状況	天候：_____ 気温：_____℃ 風向：_____ 風速：_____m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	市全域
避難先と避難誘導の方針	知事の避難の指示を踏まえた対処を基本とし、弾道ミサイル発射前には、それぞれ市民のいる場所の直近の堅牢な建物、建物の地階等（以下「堅牢な建物等」という。）の屋内への避難、屋内の窓から離れた部屋に移動することを原則とする。
避難開始日時	令和 年 月 日 時 分 開始
避難完了予定日時	令和 年 月 日 時 分 完了
2-3 関係機関の措置	
措置の概要	事態に備え、関係機関との連絡調整を図る。
連絡調整先	① 佐世保市消防局（代表）：0956-23-9255 ② 西海警察署（代表）：0959-22-0110 ③ 陸上自衛隊第16普通科連隊（代表）：0957-52-2131
3 事態の特性で留意すべき事項	
① 自力での歩行が困難な者や日本語の理解が不十分な外国人については、付近にある者が避難に関して援助を行うとともに、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。	
② 担当職員等は、屋外にいる者が堅牢な建物等に速やかに避難が行えるように配慮する。	
③ 市民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、観光施設・大規模集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。	

4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
<p>屋内にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 非常持ち出し品を準備するとともに、テレビ、ラジオ等を活用し、情報の収集に努める。 ② 屋内の環境は、空調及び換気扇を停止し、必要に応じテープで目張りするなど外気を遮断する。 ③ 現在の場所から別の場所へ避難する場合には、施錠等を行う。 ④ 出火防止対策を行う。 ⑤ 危険動物の逸走対策を行う。 ⑥ その他必要と認められる事項 	
<p>屋内にいない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 徒歩を基本とし、避難のために屋外にいる時間を最小限にとどめる。 ② 車両内に在る者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど、緊急車の通行に妨げとならない方法とする。 ③ 原則として、直近の建物等への避難を行うが、屋内への避難が困難な時は、遮へい物の物陰にとどまるか、地面に伏せて頭部を守る行動をとる。 ④ 周辺で着弾音等不審な音を聞知したときは、当該現場から離れるとともに、市、消防機関又は県警察に連絡する。 	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>担当職員等は、市民に対し、防災行政無線、消防防災メール、テレビ、市ホームページ、SNS、広報車による伝達や消防団、自主防災組織等を通じた伝達など、あらゆる方法により、警報及び堅牢な建物等の屋内への避難が必要である旨を周知する。</p> <p>実際に弾道ミサイルが発射され、本市の区域が着弾予想地点に含まれる場合は、J-ALERTシステムにより、最大音量でのサイレン吹鳴が実行される。</p>
避難実施要領の伝達先	
6 緊急時の連絡先	
西海市国民保護対策本部	電話：0959-37-0011
	FAX：0959-23-3101

(2) 【弾道ミサイル着弾後のパターン】

避難実施要領（弾道ミサイル着弾後）	
西海市長 年 月 日 時 分現在	
<p>1 長崎県からの避難の指示の内容</p> <p>国の対策本部長は、○日○時○分頃に西海市A地域において発生した爆発について、K国から発射された弾道ミサイルが着弾したとして、国民保護法に基づき警報を発令し、爆心地周辺の西海市A地区及びその風下となる西海市B地区を要避難地域として、避難措置の指示を行った。</p> <p style="text-align: center;">（地域特性に関する説明）</p>	
<p>2 事態の状況、関係機関の措置</p>	
<p>2-1 事態の状況</p>	
発生時期	令和 年 月 日 時 分
発生場所	西海市A地区○○付近
実行の主体	K国
事案の概要と被害状況	西海市A地区にミサイル落下、NBC弾の可能性あり、人的・物的被害について調査中
今後の予測・影響と措置	弾頭の種類に応じて人員除染、地域除染実施
気象の状況	天候：_____ 気温：_____℃ 風向：_____ 風速：_____m/s
<p>2-2 避難住民の誘導の概要</p>	
要避難地域	西海市A地区、B地区
避難先と避難誘導の方針	<p>爆心地周辺の西海市A地区A行政区及びその風下となる西海市B地区B行政区の住民約○○名に対して、ただちに周辺地域から離れ、本日○○時○○分を目途に指定避難所A体育館・B体育館へ一時避難させる。</p> <p>なお、要避難地域以外の地域も、不要不急の外出を避け、努めて屋内退避を継続させる。</p>
避難開始日時	令和 年 月 日 時 分 開始
避難完了予定日時	令和 年 月 日 時 分 完了
<p>2-3 関係機関の措置</p>	
措置の概要	<p>市対策本部は、現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるように県警察、消防機関、自衛隊等とともにミサイル落下地点の風上地点に、現地調整所を設け、担当職員を派遣し、現地における調整に当たる。その近傍地域に除染所を開設中。</p> <p>① 消防：消防警戒区域の設定、救助、検知、除染準備を実施中。</p> <p>② 警察：交通規制、検知、除染準備を実施中。</p> <p>③ 自衛隊：災害派遣要請し、除染準備中。</p> <p>④ その他、緊急消防援助隊に派遣要請を実施。NBC災害への対応を有するDMAT（災害派遣医療チーム）等の避難所における医療救援活動について県と調整を行う。</p>

連絡調整先	<p>本避難実施要領は、市対策本部から各部等、県、消防機関、県警察、自衛隊及び各関係機関に伝達する。</p> <p>① 県対策本部：市職員2名を派遣 ② 現地調整所：市職員2名を派遣</p> <p>※ 国の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため担当職員等を派遣 その他関係機関</p> <p>① 佐世保市消防局（代表）：0956-23-9255 ② 西海警察署（代表）：0959-22-0110 ③ 陸上自衛隊第16普通科連隊（代表）：0957-52-2131</p>					
3 事態の特性で留意すべき事項						
事態の特性 (除染の必要性等)	<p>① 弾種、化学弾であれば化学剤の種類（一時性、持久性）によって対応が異なる。 ② 地域除染が必要となった場合、屋内避難が数日にわたる可能性あり。 ③ 要避難地域の住民の状況把握が困難 ④ 化学剤の種類によっては、要避難地域での消防団等の活動は困難。</p>					
地域の特性	要配慮者等の避難には、自主防災組織と連携して避難を行う。					
時期による特性	降雨も予想されることから、着替えや雨カッパの準備が必要である。					
4 避難者数（単位：人） ※該当地区行政区を記載						
西彼地区	〇〇行政区	〇〇行政区	〇〇行政区	〇〇行政区	〇〇行政区	合計
避難者数(計)						
内要支援者数						
内外国人の数						
西海地区	〇〇行政区	〇〇行政区	〇〇行政区	〇〇行政区	〇〇行政区	合計
避難者数(計)						
内要支援者数						
内外国人の数						
大島地区	〇〇行政区	〇〇行政区	〇〇行政区	〇〇行政区	〇〇行政区	合計
避難者数(計)						
内要支援者数						
内外国人の数						
崎戸地区	〇〇行政区	〇〇行政区	〇〇行政区	〇〇行政区	〇〇行政区	合計
避難者数(計)						
内要支援者数						
内外国人の数						
大瀬戸地区	〇〇行政区	〇〇行政区	〇〇行政区	〇〇行政区	〇〇行政区	合計
避難者数(計)						
内要支援者数						
内外国人の数						
※ 避難住民の数は、要避難地域における住民基本台帳・避難行動要支援者名簿等を参考として概算						

5 避難施設 ※下記表指定避難所から指定する。						
避難先地域	西彼地区	西海地区	大島地区	崎戸地区	大瀬戸地区	
指定避難所 (収容可能 人数)	①西彼総合 体育館 (1155) ②西彼教育 文化センター (210) ③西彼北小 学校体育館 (247)	①西海スポー ツガーデン体 育館 (525) ②西海公民 館 (213)	①大島離島 開発センター (288) ②大島農村 勤労センター (128) ③大島文化 ホール (540※座席)	①崎戸中央 公民館 (333) ②崎戸体育 館 (493) ③江島住民セ ンター (58) ④平島住民セ ンター (62)	①大瀬戸総合 運動公園体育 館 (1078) ②大瀬戸コミュ ニティセンター (287) ③雪浦小学校 体育館 (248) ④松島地区公 民館 (124)	合計
収容可能 人数 (小計)	1612	738	956	946	1737	5989
福祉避難所 (収容可能 人数)	西彼保健福 祉センター (184)	西海保健セン ター (105)	大島保健セン ター (96)	崎戸社会福 祉センター (75)	大瀬戸保健セ ンター (124)	合計
収容可能 人数 (小計)	184	105	96	75	124	584
収容可能 人数 (合計)	1796	843	1052	1021	1861	総数 6573
6 避難手段						
<p>① 集合場所への移動は、原則として徒歩により行う。</p> <p>② 担当職員等は、地域の自治会、自主防災組織等の協力が得られるように努める。</p> <p>③ 地区ごとの避難所には、各世帯、事業所等の単位で移動する。</p> <p>④ 自力避難困難者や日本語の理解が不十分な外国人の避難が適切に行えるよう、必要に応じ、避難行動要支援者支援の例によって避難させる。</p> <p>⑤ 市民以外の滞在者についても、避難誘導について、事業所・店舗等に対して協力を依頼する。</p>						
輸送手段	バス・船舶・ 徒歩 ・ヘリ・その他(要支援者用車両)					
輸送手段の詳細	種類(車種等)					
	台数					
	輸送可能人数					
	連絡先					
輸送力の配分の考え方						
その他輸送手段	要支援者	自力歩行が困難な要支援者等に対しては、避難施設まで市の保有車両による搬送を行う。				
	その他 (けが人等)	市内の病院及び隣接市の病院と調整し、救急車・ドクターヘリによる搬送を行う。				

7 避難経路			
避難に使用する経路		主要な避難経路は、「国道206号線」、「県道43号線」、「県道12号線」、「国道202号線」及び「国道202号線」、「県道43号線」、「県道12号線」、「国道206号線」とする。 ※詳細は、別添地図のとおり。	
交通規制	実施者の確認	西海警察署	
	規制に当たる人数	西海警察署計画	
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、別添に示す区間で交通規制を行う。	
警備体制	実施者の確認	西海警察署	
	規制に当たる人数	西海警察署計画	
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。	
8 避難誘導方法			
8-1 避難(輸送)方法			
	地区	西彼地区	西海地区
一時集合場所への避難方法 (一時集合場所を設置する場合)	誘導の実施単位	各世帯、各事業所	各世帯、各事業所
	輸送手段	原則として徒歩	原則として徒歩
	避難先(公民館等)	〇〇公民館	〇〇公民館
	集合時間	月 日 時 分 集合	月 日 時 分 集合
避難所への避難方法	誘導の実施単位	〇〇行政区、〇〇行政区	〇〇行政区、〇〇行政区
	輸送手段	徒歩及び さいかい交通等へ協力依頼	徒歩及び さいかい交通等へ協力依頼
	避難経路	※詳細は、別添地図のとおり。	※詳細は、別添地図のとおり。
	避難先(指定避難所)	5 避難施設による。	5 避難施設による。
	避難開始日時	月 日 時 分 開始	月 日 時 分 開始
	避難完了予定日時	月 日 時 分 完了	月 日 時 分 完了
	その他(誘導責任者等)	各行政区長	各行政区長
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	個別に対応	個別に対応
	支援事項	身体状況に応じ個別に対応	身体状況に応じ個別に対応
	輸送手段	市保有の車両及び介護事業者へ協力を依頼	市保有の車両及び介護事業者へ協力を依頼
	避難経路	※詳細は、別添地図のとおり。	※詳細は、別添地図のとおり。
	避難先(福祉避難所)	西彼保健福祉センター(184)	西海保健センター(105)
	避難開始日時	月 日 時 分 開始	月 日 時 分 開始
	避難完了予定日時	月 日 時 分 完了	月 日 時 分 完了

地区		大島地区	崎戸地区
一時集合場所への避難方法 (一時集合場所を設置する場合)	誘導の実施単位	各世帯、各事業所	各世帯、各事業所
	輸送手段	原則として徒歩	原則として徒歩
	避難先(公民館等)	〇〇公民館	〇〇公民館
	集合時間	月 日 時 分 集合	月 日 時 分 集合
避難所への避難方法	誘導の実施単位	〇〇行政区、〇〇行政区	〇〇行政区、〇〇行政区
	輸送手段	徒歩及び さいかい交通等へ協力依頼	徒歩及び さいかい交通等へ協力依頼
	避難経路	※詳細は、別添地図のとおり。	※詳細は、別添地図のとおり。
	避難先 (指定避難所)	5 避難施設による。	5 避難施設による。
	避難開始日時	月 日 時 分 開始	月 日 時 分 開始
	避難完了予定日時	月 日 時 分 完了	月 日 時 分 完了
	その他(誘導責任者等)	各行政区長	各行政区長
避難行動要 支援者等の 避難方法	誘導の実施単位	個別に対応	個別に対応
	支援事項	身体状況に応じ個別に対応	身体状況に応じ個別に対応
	輸送手段	市保有の車両及び介護事業者 へ協力を依頼	市保有の車両及び介護事業者へ 協力を依頼
	避難経路	※詳細は、別添地図のとおり。	※詳細は、別添地図のとおり。
	避難先 (福祉避難所)	大島保健センター(96)	崎戸社会福祉センター(75)
	避難開始日時	月 日 時 分 開始	月 日 時 分 開始
	避難完了予定日時	月 日 時 分 完了	月 日 時 分 完了
地区		大瀬戸地区	
一時集合場所への避難方法 (一時集合場所を設置する場合)	誘導の実施単位	各世帯、各事業所	
	輸送手段	原則として徒歩	
	避難先(公民館等)	〇〇公民館	
	集合時間	月 日 時 分 集合	
避難所への避難方法	誘導の実施単位	〇〇行政区、〇〇行政区	
	輸送手段	徒歩及び さいかい交通等へ協力依頼	
	避難経路	※詳細は、別添地図のとおり。	
	避難先 (指定避難所)	5 避難施設による。	
	避難開始日時	月 日 時 分 開始	
	避難完了予定日時	月 日 時 分 完了	
	その他(誘導責任者等)	各行政区長	

地区		大瀬戸地区	
避難行動要 支援者等の 避難方法	誘導の実施単位	個別に対応	
	支援事項	身体状況に応じ個別に対応	
	輸送手段	市保有の車両及び介護事業者 へ協力を依頼	
	避難経路	※詳細は、別添地図のとおり。	
	避難先 (福祉避難所)	大瀬戸保健センター(124)	
	避難開始日時	月 日 時 分 開始	
	避難完了予定日時	月 日 時 分 完了	
8-2 職員の配置方法			
<p>① 市対策本部は、避難住民の誘導の指揮を行う。</p> <p>② 派遣する職員は、別に定める。</p> <p>③ 避難誘導員の配置については、次に示すとおり、避難経路の要所に担当職員等を避難誘導員として配置するとともに、連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。この場合において、連絡所には、必要に応じ救護所を設け、負傷者や体調不良者等への対応を行う。</p> <p>また、避難誘導員は、現地調整所との避難の開始時及び終了時等に必要な連絡を行い、現地調整所は、市対策本部との連絡を行う。</p>			
配置場所	※詳細は、別添地図のとおり。		
人数	<p>① 避難場所には、それぞれ5名を配置する。</p> <p>② 主要な交差点には、それぞれ1名を配置する。</p> <p>※ 配置図に職員名と連絡先を記載する。</p>		
現地調整所	連絡要員を2名配置		
8-3 残留者の確認方法			
確認者	市職員・消防団員(各地区10名:誘導に当たらない職員等から割り当て)		
時期	令和 年 月 日 時 分 開始		
場所	A地区 A行政区、B地区 B行政区		
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問		
措置	残留者に対し避難するよう説得するとともに、残留の状況について把握しておく。		
終了予定日時	令和 年 月 日 時 分 終了		
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法			
食事時期	徒歩避難時は提供せず、避難施設にて提供		
食事場所	避難場所		
提供する食事の種類	当初本市備蓄品事後、県及び国からの輸送備蓄品		
実施担当部署	市国民保護計画による保健福祉部		
8-5 追加情報の伝達方法			
避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車等			

9 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
<ul style="list-style-type: none"> ① 避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持ち出し品等を携行するものとする。 ② 出火防止対策を行い、施錠等を行う。 ③ 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。 	
事態の特性	
<ul style="list-style-type: none"> ① 避難の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等の着用、マスクや折り畳んだハンカチ等を口及び鼻に当てさせること。 ② 車両内に在る者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど、緊急車の通行に妨げとならない方法とする。 	
時期の特性	
降雨も予想されることから、着替えや雨ガッパの準備が必要である。	
避難場所での対応	
<ul style="list-style-type: none"> ① 避難場所に到着した場合は、自主防災組織のリーダー、行政区長等のもと集合する。 ② 汚染の恐れのある者には、自ら申告させるよう努める。この場合において、申告者には、汚染の有無について検査を実施し、体調の変調に注意するよう呼び掛けるとともに、体調の悪化を確認した時は、DMAT(災害派遣医療チーム)等の協力を得て病院等に移送する。 	
10 誘導に際しての留意事項（職員の心得・安全確保・服装等）	
<ul style="list-style-type: none"> ① 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。 ② 特殊標章等を携帯すること。 ③ 災害用被服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。 ④ 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。 ⑤ 避難誘導の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等の着用、マスクや折り畳んだハンカチ等を口及び鼻に当てさせること。 	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 担当職員等は、広報車による伝達等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。この場合において、爆心地に特に近接するB地区の住民については、防護服を装備した者が伝達する。 ② 担当職員等は、避難実施要領について、要避難地域内に在る行政区長、自主防災組織会長等に情報を伝達し、住民への周知を依頼する。 ③ 担当職員は、民生委員、児童委員、障害者団体、自主防災組織等と連携し、要配慮者への伝達を行う。 ④ 担当職員等は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容について情報提供する。 ⑤ 非常持ち出し品を準備するとともに、テレビ、ラジオ等を活用し、情報の収集に努めるよう促す。
12 緊急時の連絡先	
西海市国民保護対策本部	電話：0959-37-0011
	FAX：0959-23-3101

2 航空機による攻撃

(1) 【航空機による攻撃のパターン①（爆撃機）】

避難実施要領	
西海市長 年 月 日 時 分現在	
1 長崎県からの避難の指示の内容	
① 飛行機による航空攻撃 ② 長崎県より某国からの爆撃機が本市方面へ飛来予測との連絡が入った。 ③ 攻撃目標が判断できないことから、屋内避難の指示を行い、着弾の情報により「弾道ミサイル落下時対応マニュアル」を準用した対応を取る。	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	令和 年 月 日 時 分
発生場所	未定
実行の主体	某国
事案の概要と被害状況	爆撃機が飛来、本市が攻撃目標となっているか不明、投下物の内容についての情報なし。
今後の予測・影響と措置	① 爆撃機が本市上空を通過した場合、爆発物の投下が予想される。 ② 攻撃目標が確認できないことから、市域全体で屋内避難を実施 ③ 本市域内への爆発物の投下情報が確認された場合は、「弾道ミサイル落下時対応マニュアル」を準用した対応を取る。
気象の状況	天候：_____ 気温：_____℃ 風向：_____ 風速：_____m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	市全域
避難先と避難誘導の方針	屋内避難、屋内へ避難できない場合は、構造物に身を隠すか、なるべく姿勢を低くして対応
避難開始日時	飛来予定時刻が事前に判明していれば1時間前より屋内避難の指示を行う
避難完了予定日時	① 爆撃機による爆撃投下が無ければ、機影が確認できなくなった時点で避難の指示を解除 ② 被害が発生した場合は、投下物、火災の処理が全て終了し、安全が確保された段階で避難の指示を解除
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	市対策本部： ① 防災行政無線による屋内避難の指示及び経過情報の伝達 ② 警察、自衛隊への本部設置連絡と投下物の対応準備依頼 ③ ホームページ及びSNSによる情報提供 消防：投下物による火災及び救急事案への対応準備 警察及び自衛隊：投下物の対応準備 各施設管理者：利用者の避難行動の誘導
連絡調整先	① 佐世保市消防局（代表）：0956-23-9255 ② 西海警察署（代表）：0959-22-0110 ③ 陸上自衛隊第16普通科連隊（代表）：0957-52-2131

3 事態の特性で留意すべき事項	
① 攻撃目標を早期に判定することは、困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難を市域全域でとる必要がある。	
② 投下物による破壊、火災が発生した場合は、「弾道ミサイル落下時対応マニュアル」を準用し、避難範囲等の設定などの対応を行う。	
4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	
① ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。	
② 防災行政無線、テレビ、ラジオ、ホームページ及びSNS等からの情報収集に努める。	
屋内にいない場合	
できる限り近隣の堅牢な建物等に避難する。	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線、テレビ、ホームページ、SNS
避難実施要領の伝達先	市全域
6 緊急時の連絡先	
西海市国民保護対策本部	電話：0959-37-0011
	FAX：0959-23-3101

(2) 【航空機による攻撃のパターン②（小型飛行機）】

避難実施要領	
西海市長 年 月 日 時 分現在	
1 長崎県からの避難の指示の内容 別添のとおり	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	令和 年 月 日 時 分
発生場所	A 地区 A 行政区（攻撃予想地点）
実行の主体	個人所有の小型飛行機
事案の概要と被害状況	本日、〇〇時と〇〇時頃、長崎県とB県のダムで小型飛行機の墜落事故が発生、国から国内のライフライン施設に対する警戒指示が出され、本市では、A地区の上水道施設の警戒を実施、その後、長崎県からC県から小型飛行機が離陸し、本市に向かっているとの情報があり、A地区の上水道施設が攻撃目標である場合に備え、施設流域の住民を避難させる必要がある。
今後の予測・影響と措置	上水道施設に墜落した場合、上水道施設及び河川堤防が決壊する可能性があるため、可能な限り事前に避難を実施する。
気象の状況	天候：_____ 気温：_____℃ 風向：_____ 風速：_____m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	A 地区 A 行政区、B 行政区、C 行政区
避難先と避難誘導の方針	上記地区の住民を、自家用車両又は市、社協の公用車で、A地区指定避難所又はB地区指定避難所へと避難させる。
避難開始日時	令和 年 月 日 時 分 開始
避難完了予定日時	令和 年 月 日 時 分 終了
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	① 警察：上水道施設への対入規制、A地区A行政区、B行政区、C行政区での避難広報を実施 ② 消防：市職員、社協、施設関係者と共同して住民避難、要配慮者の介助等を実施 ③ バス事業者：市内路線バスは、全線運行停止
連絡調整先	本避難実施要領は、市対策本部から各部等、県、消防機関、県警察、自衛隊及び各関係機関に伝達する。 ① 県対策本部：市職員2名を派遣 ② 現地調整所：市職員2名を派遣 その他関係機関 ① 佐世保市消防局（代表）：0956-23-9255 ② 西海警察署（代表）：0959-22-0110 ③ 陸上自衛隊第16普通科連隊（代表）：0957-52-2131

3 事態の特性で留意すべき事項						
事態の特性 (除染の必要性等)	本市が攻撃を受ける場合、上水道施設が標的となると思われるが、他の場所に墜落することも考えられるため、A地区A・B・C行政区以外の市内全域に対して、堅牢な建物での屋内避難を指示する。また、上水道施設に墜落した場合は、油等の流出による水の汚染で、長期にわたり環境に影響を及ぼす可能性もある。					
地域の特性	要配慮者等の避難には、自主防災組織と連携して避難を行う。					
時期による特性	降雨も予想されることから、着替えや雨カッパの準備が必要である。					
4 避難者数(単位:人)						
A地区	A行政区	B行政区	C行政区			合計
避難者数(計)						
内要支援者数						
内外国人の数						
※ 避難住民の数は、要避難地域における住民基本台帳・避難行動要支援者名簿等を参考として概算						
5 避難施設 ※下記表指定避難所から指定する。						
避難先地域	西彼地区	西海地区	大島地区	崎戸地区	大瀬戸地区	
指定避難所 (収容可能 人員)	①西彼総合 体育館 (1155) ②西彼教育 文化センター (210) ③西彼北小 学校体育館 (247)	①西海スポー ツガーデン体 育館 (525) ②西海公民 館 (213)	①大島離島 開発センター (288) ②大島農村 勤労センター (128) ③大島文化 ホール (540※座席)	①崎戸中央 公民館 (333) ②崎戸体育 館 (493) ③江島住民セ ンター (58) ④平島住民セ ンター (62)	①大瀬戸総合 運動公園体育 館 (1078) ②大瀬戸コミュ ニティセンター (287) ③雪浦小学校 体育館 (248) ④松島地区公 民館 (124)	合計
収容可能 人数 (小計)	1612	738	956	946	1737	5989
福祉避難所 (収容可能 人員)	西彼保健福 祉センター (184)	西海保健セン ター (105)	大島保健セン ター (96)	崎戸社会福 祉センター (75)	大瀬戸保健セ ンター (124)	合計
収容可能 人数 (小計)	184	105	96	75	124	584
収容可能 人数 (合計)	1796	843	1052	1021	1861	総数 6573

6 避難手段		
輸送手段	バス・船舶・徒歩・ヘリ・その他(要支援者用車両)	
輸送手段の詳細	種類(車種等)	自家用車、公用車
	台数	自家用車は台数不明、公用車〇台
	輸送可能人数	公用車→1回で〇〇名の搬送が可能
	連絡先	
輸送力の配分の考え方	基本的には、自家用車両による避難を依頼 自家用車を保有していない住民は、市、社協の公用車で搬送	
その他輸送手段	要支援者	自力歩行が困難な要支援者等に対しては、避難施設まで市の保有車両による輸送を行う。
	その他(けが人等)	市内の病院及び隣接市の病院と調整し、救急車・ドクターヘリによる搬送を行う
7 避難経路		
避難に使用する経路		指定なし。
交通規制	実施者の確認	西海警察署
	規制に当たる人数	西海警察署計画
	規制場所	上水道施設へ通じる道路は、全線通行止め。
警備体制	実施者の確認	西海警察署
	規制に当たる人数	西海警察署計画
	実施場所	避難経路及び避難所に配置
8 避難誘導方法		
8-1 避難(輸送)方法		
A地区		A行政区、B行政区、C行政区
一時集合場所への避難方法 (一時集合場所を設置する場合)	誘導の実施単位	一時集合は、行わない。
	輸送手段	同上
	避難先	同上
	集合時間	同上
避難所への避難方法	誘導の実施単位	各行政区
	輸送手段	基本的には、自家用車両による避難を依頼 自家用車を保有していない住民は、市、社協の公用車で搬送
	避難経路	指定なし。(7のとおり)
	避難先(指定避難所)	5 避難施設による。
	避難開始日時	令和 年 月 日 時 分 開始
	避難完了予定日時	令和 年 月 日 時 分 完了
	その他(誘導責任者等)	各行政区長

A地区		A行政区、B行政区、C行政区
避難行動要 支援者等の 避難方法	誘導の実施単位	個別に対応
	支援事項	身体状況に応じ個別に対応
	輸送手段	市保有の車両及び介護事業者へ協力を依頼
	避難経路	指定なし。
	避難先 (福祉避難所)	5避難施設 福祉避難所から指定
	避難開始日時	令和 年 月 日 時 分 開始
	避難完了予定日時	令和 年 月 日 時 分 完了
8-2 職員の配置方法		
配置場所	※詳細は、別添地図のとおり。	
人数	① 避難場所には、それぞれ5名を配置する。 ② 主要な交差点には、それぞれ1名を配置する。 ③ 避難用車両の運転手〇〇名 ※ 配置図に職員名と連絡先を記載する。	
現地調整所	連絡要員2名を配置	
8-3 残留者の確認方法		
確認者	市職員・消防団員(合計10名:誘導に当たらない職員等から割り当て)	
時期	令和 年 月 日 時 分 開始	
場所	A地区 A行政区、B行政区、C行政区	
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問	
措置	残留者に対し避難するよう説得するとともに、残留の状況について把握しておく。	
終了予定日時	令和 年 月 日 時 分 終了	
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法		
食事時期	〇〇時から順次おにぎり等を提供する。	
食事場所	避難施設内	
提供する食事の種類	当面は、避難所近隣のスーパー等買い出しを行う。	
実施担当部署	市国民保護計画による保健福祉部	
8-5 追加情報の伝達方法		
① 避難者の不安を和らげるため、事態の推移、現場付近の状況等の情報を都度提供する。(口頭) ② 避難所にテレビを設置		

9 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
<ul style="list-style-type: none"> ① 避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持ち出し品等を携行するものとする。 ② 出火防止対策を行い、施錠等を行う。 ③ 戸締りを実施してもらい、可能な限り玄関に「全員避難済み」等張り紙をしてもらう。 ④ 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。 	
事態の特性	
飛行機の燃料の残量によるが、いずれにせよ避難状態が数日に及ぶ可能性はないと思われる。	
時期の特性	
避難時に防寒着を用意してもらう。	
避難場所での対応	
避難場所に到着した場合は、自主防災組織のリーダー、行政区長等のもと集合する。	
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
<ul style="list-style-type: none"> ① 職員は、冷静な態度で職務に従事し、住民に不安を与えないように努めること。 ② 職員は、周囲の状況把握に努め、事故防止に努めること。 	
11 情報伝達	
避難実施要領の 住民への伝達方法	防災行政無線や広報車・消防車等用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達、伝達先としてあらかじめ指定していた行政区長等にFAX等により送付
12 緊急時の連絡先	
西海市国民保護対策本部	電話：0959-37-0011
	FAX：0959-23-3101

3 交通機関（航空機等）による自爆テロ

(1) 【交通機関（航空機等）による自爆テロのパターン】

避難実施要領	
西海市長 年 月 日 時 分現在	
屋内避難	
1 長崎県からの避難の指示の内容	
避難地域：西海市全域	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	令和 年 月 日 時 分
発生場所	民間航空機（〇〇航空）
実行の主体	国際テロ組織
事案の概要と被害状況	テロ組織によってハイジャックされた民間航空機が1時間程度で〇〇沖を通過もしくは墜落する可能性がある。
今後の予測・影響と措置	対応に時間がないことから、屋内避難を呼びかけるとともに、安全を確認する。
気象の状況	天候：_____ 気温：_____℃ 風向：_____ 風速：_____m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	市全域
避難先と避難誘導の方針	市全域の住民を徒歩で避難施設もしくは堅牢な建物内へ避難させる。
避難開始日時	令和 年 月 日 時 分
避難完了予定日時	令和 年 月 日 時 分
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	防災行政無線等による屋内避難の呼びかけ
連絡調整先	本避難実施要領は、市対策本部から各部等、県、消防機関、県警察、自衛隊及び各関係機関に伝達する。 ① 県現地対策本部：市職員2名を派遣 ② 現地調整所：市職員2名を派遣 ③ その他関係機関：道路管理者
3 事態の特性で留意すべき事項	
航空機の飛行経路が不明確であるため、情報収集を行う必要がある。	

4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	
そのまま屋内に留まる。	
屋外にいる場合	
近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設、建築物の地階へ避難する。	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	① 防災行政無線を用いて市全域を対象に避難実施要領の内容を伝達。 ② 市ホームページ等掲載、広報車、消防車両を活用
避難実施要領の伝達先	
6 緊急時の連絡先	
西海市国民保護対策本部	電話：0959-37-0011
	FAX：0959-23-3101

第2章 分類②：屋内避難が基本と考えられるが、事態の状況により、屋内避難と、域内・域外避難が混在すると考えられる類型

1 ゲリラ・特殊部隊による攻撃

(1) 【ゲリラ・特殊部隊による攻撃のパターン】

避難実施要領	
西海市長 年 月 日 時 分現在	
市域外避難	
1 長崎県からの避難の指示の内容 別添のとおり（知事の指示があった場合のみ市域外避難の実施が可能）	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	令和 年 月 日 時 分
発生場所	〇〇ダムを想定（隣接A市）
実行の主体	〇〇発電所を攻撃したと思われる武装工作員
事案の概要と被害状況	① 拘束された武装工作員の供述により、〇〇ダムを爆破する可能性が判明 ② 被害は、現在までのところなし。
今後の予測・影響と措置	対応に時間を要することが予想されることから、数日間は、避難施設にとどまることを考慮することが必要
気象の状況	天候：_____ 気温：_____℃ 風向：_____ 風速：_____m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	A地区 A行政区 B行政区 C行政区
避難先と避難誘導の方針	要避難地域の住民を隣接B市に避難させる。（5 避難施設による。）
避難開始日時	令和 年 月 日 時 分 開始
避難完了予定日時	令和 年 月 日 時 分 完了
2-3 関係機関の措置	
措置の概要	① 警察：交通規制、避難車両の誘導、住民避難後の社会秩序の維持（犯罪の予防、取り締まり、相談体制） ② 自衛隊：〇〇ダム及び同周辺地域を警戒
連絡調整先	① 県対策本部及び現地調整所に職員を派遣（人数別示） ② その他の関係機関
3 事態の特性で留意すべき事項	
事態の特性 （除染の必要性等）	ダムを破壊した武装工作員が潜伏・攻撃する恐れがあることから、下流域にある要避難地域内の避難誘導にあたっては、警察及び自衛隊と連携し安全を確保しながら実施すること。
地域の特性	要配慮者等の避難には、自主防災組織と連携して避難を行う。
時期による特性	降雨も予想されることから、着替えや雨カッパの準備が必要である。

4 避難者数（単位：人）					
A地区	A行政区	B行政区	C行政区	合計	
避難者数(計)					
内要配慮者数					
内外国人等の数					
5 避難施設					
5-1 避難施設(隣接市町)					
避難先地域	佐世保市	長崎市	時津町	長与町	
避難施設名					
所在地					
収容可能人数					
連絡先(電話等)					
連絡担当者					
その他の留意事項					
5-2 一時集合場所					
一時集合場所名	A公民館	B公民館	C公民館	合計	
所在地					
収容可能人数					
連絡先(電話等)					
連絡担当者					
その他の留意事項	武装工作員が潜伏・攻撃するおそれがあることから、集合に際しては周辺の状況に十分注意すること。				
6 避難手段					
輸送手段	徒歩・ バス ・船舶・その他(要配慮者用の車)				
輸送手段の詳細	種類(車種等)	さいかい交通	長崎バス	西肥バス	〇〇観光
	台数	大型×	大型×	大型×	大型×
	輸送可能人数				
	連絡先	① さいかい交通(代表):0959-22-0013 ② 長崎バス(総務部):0958-26-1111 ③ 西肥バス(代表):0956-25-1111 ④ 〇〇観光			
輸送力の配分	一時集合場所	A公民館	B公民館	C公民館	合計
	住所				
	種類(車種等)				
	連絡先				

7 避難経路				
避難に使用する経路		主要な避難経路は、「国道206号線」、「県道43号線」、「県道12号線」、「国道202号線」及び「国道202号線」、「県道43号線」、「県道12号線」、「国道206号線」とする。 ※詳細は、別添地図のとおり。		
交通規制	実施者の確認	西海警察署、関係隣接警察署		
	規制に当たる人数	長崎県警察計画		
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察が主要な避難経路で交通規制を実施する。細部は、警察との調整による。		
警備体制	実施者の確認	西海警察署、関係隣接警察署、陸上自衛隊第16普通科連隊		
	規制に当たる人数	警察及び自衛隊計画		
	規制場所	バス車列の前後の警備		
8 避難誘導方法				
8-1 避難(輸送)方法				
A地区		A行政区	B行政区	C行政区
一時集合場所への避難方法 (一時集合場所を設置する場合)	誘導の実施単位	各世帯、各事業所		
	輸送手段	原則として徒歩		
	避難先(公民館等)	〇〇公民館	〇〇公民館	〇〇公民館
	集合時間	令和 年 月 日 時 分		
	その他(誘導責任者等)	各行政区長		
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	A行政区	B行政区	C行政区
	輸送手段	〇〇バス	〇〇バス	〇〇バス
	避難経路	※詳細は、別添地図のとおり。		
	避難先	5 避難施設による。		
	避難開始日時	令和 年 月 日 時 分 開始		
	避難完了予定日時	令和 年 月 日 時 分 完了		
	その他(誘導責任者等)	各行政区長		
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	個別に対応		
	支援事項	身体状況に応じ個別に対応		
	輸送手段	市保有の車両及び介護事業者へ協力を依頼		
	避難経路	※詳細は、別添地図のとおり。		
	避難先	社会福祉法人〇〇	社会福祉法人〇〇	社会福祉法人〇〇
	避難開始日時	令和 年 月 日 時 分 開始		
	避難完了予定日時	令和 年 月 日 時 分 完了		

8-2 職員の配置方法	
配置場所	避難先施設、一時集合場所及び主要な交差点
人数	① 避難先施設には、調整要員を含め5名を配置する。 ② 一時集合場所には、それぞれ3名を配置する。 ③ 主要な交差点には、それぞれ1名を配置する。 ※ 配置図に職員名と連絡先を記載する。
現地調整所	連絡要員を2名配置
8-3 残留者の確認方法	
確認者	市職員・消防団員(各地区10名:誘導に当たらない職員等から割り当て)
時期	令和 年 月 日 時 分 開始
場所	A地区 A行政区 B行政区 C行政区
方法	広報車で呼びかけ、戸別訪問
措置	残留者に対し避難するよう説得するとともに、残留の状況について把握しておく。
終了予定日時	令和 年 月 日 時 分 終了
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	避難施設にて○食から支給
食事場所	避難先施設
提供する食事の種類	当初本市備蓄食糧、事後現地調達による弁当、状況により、県、隣接市町又は自衛隊へ支援を要請
実施担当部署	市国民保護計画による保健福祉部
8-5 追加情報の伝達方法	
避難誘導に配置した職員による連絡、携帯電話、広報車等	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
9-1 自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
① 避難時は、食糧、貴重品、薬、パスポートや運転免許証等身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持ち出し品等を携行する。 ② 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。	
事態の特性	
潜伏している武装作業員による発砲のおそれがあり、細心の注意が必要	
時期の特性	
日中は気温が上がることから、こまめな水分補給による脱水症に注意が必要	
9-2 一時避難場所での対応	
① 到着後は、自主防災組織のリーダー、行政区長等のもとに集合する。 ② 要配慮者は、要配慮者支援班が対応する。	

10 誘導に際しての留意事項（職員の心得・安全管理・服装等）	
<p>① 職員は、冷静沈着に、規律ある態度であること。</p> <p>② 市防災服、名札等の着用により、職員（誘導員）であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。</p>	
11 情報伝達	
避難実施要領の 住民への伝達方法	<p>防災行政無線、テレビ、HP、SNS及び広報車・消防車等用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達</p> <p>【放送・HP等伝達文一例】</p> <p>① 「西海市からの緊急連絡です。〇月〇〇に〇〇発電所を攻撃した武装工作員による〇〇ダムを爆破する可能性が高まっています。</p> <p>よって、A地区A・B・C行政区に避難指示を発令します。直ちに、避難を開始してください。</p> <p>避難は、市で一斉輸送を行いますので、本日〇〇時までには、A地区A・B・C行政区の方は、一時集合場所A・B・C公民館へ集合してください。そこから、隣接B市の避難施設に移送します。</p> <p>この際、自動車の使用は、介護を要する人とその介護者に限ります。</p> <p>携行品は、最低限の食糧、飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書、薬、着替え（防寒着）など準備してください。</p> <p>その他の地域の方は、不要な外出を控え、自宅等で待機してください。」</p> <p>【防災一斉メール広報車等伝達文】</p> <p>② 「西海市から緊急連絡です。武装工作員による〇〇ダムを爆破する可能性があります。A地区A・B・C行政区の方は、隣接B市に避難しますので、本日〇〇までには、一時集合場所A・B・C公民館へ集合してください。</p>
避難実施要領の伝達先	<p>① 要避難地域住民</p> <p>② 行政区長へは、電話による伝達</p>
12 緊急時の連絡先	
西海市国民保護対策本部	<p>電話：0959-37-0011</p> <p>FAX：0959-23-3101</p>

2 集客施設等への攻撃

(1) 【集客施設等への攻撃のパターン①（イベント施設）】

パターン①: 日本国内での世界的イベントに連動した西海市花火大会会場近傍(〇〇施設)での爆発物発見事案

避難実施要領	
西海市長 年 月 日 時 分現在	
市域内避難	
1 長崎県からの避難の指示の内容 別添のとおり	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	令和 年 月 日 時 分
発生場所	A地区 集客施設内
実行の主体	国際テロ組織「A」と考えられる。
事案の概要と被害状況	① 〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分、市内のイベント施設において爆発事案が発生し、約〇〇名が死傷 ② テロ組織「A」を名乗る者からの犯行声明に基づいて、爆破物を捜索中にA地区の集客施設内において、爆発物とみられる不審物を発見
今後の予測・影響と措置	① 当日、集客施設近傍の〇〇運動公園で開催予定の「〇〇（イベント名）」を中止し、観客を迅速かつ安全に避難させる必要がある。 ② 集客施設周辺地域の住民を早期に避難させる必要がある。 ③ 爆発物の処理には、1日程度の時間を要することが予測されることから、最大2日間避難施設にとどまることを考慮する必要がある。
気象の状況	天候：_____ 気温：_____℃ 風向：_____ 風速：_____ m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	集客施設（爆発物発見場所）を中心とした半径概ね500mの地域（A地区及びB地区） ※別紙第1「要避難地域」参照
避難先と避難誘導の方針	① 〇〇川を境界として、A地区の住民のうちA行政区の住民を、徒歩でA避難施設へ避難させる。 B行政区の住民は、要避難地域外の一時集合場所を設定して集合させ、県が手配したバスによりB避難施設へ避難させる。 ② 〇〇川を境界として、B地区の住民の内C行政区及びD行政区の住民を、一時集合場所Cグラウンドに集合させ、市・県が手配したバスと自衛隊車両によりC避難施設及びD避難施設へ避難させる。 ③ 〇〇福祉センターを福祉避難所として要介護者等を避難させる。 (5 避難施設 福祉避難所による。)
避難開始日時	令和 年 月 日 時 分 開始
避難完了予定日時	令和 年 月 日 時 分 完了

2-3 関係機関の措置等						
措置の概要	① 自衛隊: 要避難地域内にいる残留者の避難誘導及び避難者輸送を実施 ② 警察: 要避難地域内にいる残留者の避難誘導、避難経路の交通統制を実施 ③ 消防: 要避難地域内にいる残留者の避難誘導を消防団と協力して実施 ④ タクシー事業者: 立入禁止区域内への運行を停止					
連絡調整先	本避難実施要領は、市対策本部から各部等、県、消防機関、県警察、自衛隊及び各関係機関に伝達する。 ① 県現地対策本部: 市職員2名を派遣 ② 現地調整所: 市職員4名を派遣					
3 事態の特性で留意すべき事項						
事態の特性 (除染の必要性等)	① 不審物は、爆発物とみられ、犯人グループが確保されていないため、爆発物の威力等に関する情報は不明であり、爆発物の細部が判明するまでの間、要避難地域を最大限確保する必要がある。 ② 住民の避難を円滑に進めるため、住民の避難開始までに集客施設及び「○○(イベント名)」の観客・業者等関係者の避難・退去を完了させる必要がある。このため、R○○○号の交通規制のための西海警察署の協力が必要となる。					
地域の特性	要避難地域内に市消防団○○方面団第○分団のポンプ車車庫・詰所及び○○が存在し、事態収拾までの間のポンプ車の保管、仮詰所機能の確保と火葬業務の受け入れ先の確保が必要である。					
時期による特性	降雨も予想されることから、着替えや雨カッパの準備が必要である。					
4 避難者数(単位:人)						
A地区	A行政区	B行政区	B地区	C行政区	D行政区	合計
避難者数(計)			避難者数(計)			
内避難行動要 支援者数			内避難行動要 支援者数			
※ 避難住民の数は、要避難地域における住民基本台帳・避難行動要支援者名簿等を参考として概算						
5 避難施設5 ※下記表指定避難所から指定する。						
避難先地域	西彼地区	西海地区	大島地区	崎戸地区	大瀬戸地区	
指定避難所 (収容可能 人員)	①西彼総合体育館 (1155) ②西彼教育文化センター (210) ③西彼北小学校体育館 (247)	①西海スポーツガーデン体育館 (525) ②西海公民館 (213)	①大島離島開発センター (288) ②大島農村勤労センター (128) ③大島文化ホール (540※座席)	①崎戸中央公民館 (333) ②崎戸体育館 (493) ③江島住民センター (58) ④平島住民センター (62)	①大瀬戸総合運動公園体育館 (1078) ②大瀬戸コミュニティセンター (287) ③雪浦小学校体育館 (248) ④松島地区公民館 (124)	合計
収容可能 人数 (小計)	1612	738	956	946	1737	5989

福祉避難所 (収容可能 人員)	西彼保健福 祉センター (184)	西海保健セ ンター (105)	大島保健セ ンター (96)	崎戸社会福 祉センター (75)	大瀬戸保健 センター (124)	合計
収容可能 人数 (小計)	184	105	96	75	124	584
収容可能 人数 (合計)	1796	843	1052	1021	1861	総数 6573
5 避難施設						
5-1 避難施設						
避難先地域		要避難地域外				
避難施設名		A避難施設	B避難施設	C避難施設	D避難施設	
所在地						
収容可能人数						
避難対象者数						
連絡先(電話等)						
連絡担当者						
その他の留意事項		駐車台数	駐車台数	駐車台数	駐車台数	
5-1 避難施設						
避難先地域		要避難地域外				
避難施設名		福祉避難所	合計	/		
所在地						
収容可能人数						
避難対象者数						
連絡先(電話等)						
連絡担当者						
その他の留意事項		駐車台数	駐車台数			
6 避難手段						
輸送手段		徒歩・バス・船舶・その他(要配慮者用の車)				
輸送 手段 の 詳細	種類(車種等)	さいかい交通	長崎バス	西肥バス	〇〇観光	
	台数	大型×	大型×	大型×	大型×	
	輸送可能人数					
	連絡先					
輸送力配分の考え方						
その他の輸送手段		避難行動要支援者	小型バス×、救急車× (消防、自衛隊)			

7 避難経路			
避難に使用する経路		主要な避難経路は、「国道206号線」、「県道43号線」、「県道12号線」、「国道202号線」を主経路とする。※詳細は、別添地図のとおり。	
交通規制	実施者の確認	西海警察署	
	規制に当たる人数	西海警察署計画	
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察が主要な避難経路で交通規制を実施する。細部は、警察との調整による。	
警備体制	実施者の確認	西海警察署	
	規制に当たる人数	西海警察署計画	
	規制場所	交通規制箇所周辺での警備を実施	
8 避難誘導方法			
8-1 避難(輸送)方法			
(イベント名) の来場者	誘導の実施単位	約〇〇〇人	
	輸送手段	徒歩、自家用車、事業用車両、〇〇バス	
	避難(退去)完了時間	令和 年 月 日 時 分 完了	
	措置事項	移動手段がない来場者は、市が準備する〇〇バスで避難	
A地区		A行政区	B行政区
一時集合場所への避難方法 (一時集合場所を設置する場合)	誘導の実施単位	各世帯、各事業所	各世帯、各事業所
	輸送手段	設置しない。	原則として徒歩
	避難先(公民館等)	同上	Bグラウンド
	集合時間	同上	〇〇時〇〇分
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	約〇〇人	約〇〇人
	輸送手段	徒歩	〇〇バス
	避難経路	※詳細は、別添地図のとおり。	※詳細は、別添地図のとおり。
	避難先	A避難施設 5 避難施設による。	B避難施設 5 避難施設による。
	避難開始日時	月 日 時 分 開始	月 日 時 分 開始
	避難完了予定日時	月 日 時 分 完了	月 日 時 分 完了
	その他(誘導責任者等)	各行政区長	各行政区長
避難行動要 支援者等の 避難方法	誘導の実施単位	個別に対応	個別に対応
	支援事項	① 避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施 ② 各行政区(支援者含む。)と連携して漏れのない支援に留意 ③ 家族等の支援者の同行を考慮	
	輸送手段	自衛隊救急車	消防救急車
	避難経路	※詳細は、別添地図のとおり。	※詳細は、別添地図のとおり。
	避難先	5 避難施設 福祉避難所による。	5 避難施設 福祉避難所による。

	避難開始日時	令和 年 月 日 時 分 開始				
	避難完了予定日時	令和 年 月 日 時 分 完了				
8-1 避難(輸送)方法						
B地区		C行政区		D行政区		
一時集合場所への避難方法 (一時集合場所を設置する場合)	実施者の確認	各世帯、各事業所		各世帯、各事業所		
	規制に当たる人数	原則として徒歩		原則として徒歩		
	避難先(公民館等)	Cグラウンド		Cグラウンド		
	集合時間	月 日 時 分 集合		月 日 時 分 集合		
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	約〇〇人		約〇〇人		
	輸送手段	〇〇バス		〇〇バス		
	避難経路	※詳細は、別添地図のとおり。		※詳細は、別添地図のとおり。		
	避難先	C避難施設 5 避難施設による。		D避難施設 5 避難施設による。		
	避難開始日時	月 日 時 分 開始		月 日 時 分 開始		
	避難完了予定日時	月 日 時 分 完了		月 日 時 分 完了		
	その他(誘導責任者等)	各行政区長		各行政区長		
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	個別に対応		個別に対応		
	支援事項	① 避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施 ② 各行政区(支援者含む。)と連携して漏れのない支援に留意 ③ 家族等の支援者の同行を考慮				
	輸送手段	消防救急車		消防救急車		
	避難経路	※詳細は、別添地図のとおり。		※詳細は、別添地図のとおり。		
	避難先	5 避難施設 福祉避難所による。		5 避難施設 福祉避難所による。		
	避難開始日時	月 日 時 分 開始		月 日 時 分 開始		
	避難完了予定日時	月 日 時 分 完了		月 日 時 分 完了		
8-2 職員の配置方法						
配置場所	避難先施設、一時集合場所及び主要な交差点					
人数	① 避難先施設には、調整要員を含め5名を配置する。 ② 一時集合場所には、それぞれ3名を配置する。 ③ 主要な交差点には、それぞれ1名を配置する。 ※ 配置図に職員名と連絡先を記載する。					
現地調整所	連絡要員を2名配置					

8-3 残留者の確認方法	
確認者	警察、自衛隊
時期	令和 年 月 日 時 分 開始
場所	要避難地域内(A地区を警察、B地区を自衛隊が担任)
方法	防災行政無線、戸別訪問、警察車両及び自衛隊車両の拡声器
措置	残留者に対する避難指示
終了予定日時	令和 年 月 日 時 分 終了
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	原則として翌日の朝食から避難施設で提供 朝食:7時(基準) 昼食:12時(基準) 夕食:18時(基準)
食事場所	状況に応じて避難施設で提供
提供する食事の種類	避難者自身の携行食料、本市備蓄食料 ※翌日の18時以降も避難行動が継続する場合は、夕食から自衛隊による給食を要請する。自衛隊への給食の要請は、14時までに判断する。
実施担当部署	市国民保護計画による保健福祉部
8-5 追加情報の伝達方法	
避難誘導による呼びかけ、防災行政無線、広報車、警察車両及び自衛隊車両の拡声器	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
9-1 自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
<ul style="list-style-type: none"> ① 近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難する。 ② 避難中の爆発に備え、ヘルメット、長袖、長ズボンを務めて着用して避難する。 ③ 避難時は、金銭、貴重品、身分証明書、保険証、食料(最低1食分)、飲料水、最低限の着替えや日用品、非常持ち出し袋等を携行する。 	
事態の特性	
<ul style="list-style-type: none"> ① 犯人グループが確保されていないため、十分注意しながら避難する。 ② 不審な人物や車両を見た場合は、近くの警察官、市職員、自衛官等に通報する。 	
時期の特性	
<ul style="list-style-type: none"> ① 気温が高いため、衣類の選択、団扇、タオル、水分補給等に留意する。 ② 体育館を使用する場合は、扇風機等の冷房機材を準備する。 	
9-2 一時避難場所での対応	
<ul style="list-style-type: none"> ① 避難者は、家族ごとに固まってバス又は自衛隊車両に乗車して、順次避難施設に移動する。 ② 一時集合場所からは、2ヶ所の避難施設に分かれる場合は、確実に家族まとまって車両に乗車する。 ③ 家族が集合場所に遅れて到着する場合は、現地の市職員又は警察官・自衛官等に確実に伝える。 	

10 誘導に際しての留意事項（職員）	
<p>① 恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、沈着冷静に毅然たる態度をもって誘導に当たること。</p> <p>② 防災服の着用及び職員証の確実な携行により誘導員であることを明確にし、その活動に理解を求めること。</p> <p>③ 混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。</p> <p>④ 薄暮から夜間の誘導となることから誘導灯と懐中電灯を必ず携行して確実な誘導と安全確保に努めること。</p>	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>防災行政無線や広報車・消防車等用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達 【放送伝達文一例】</p> <p>① 「西海市からの緊急連絡です。A地区の集客施設内において、爆発物とみられる不審物を発見しました。</p> <p>② ○○川を境界として、A地区の住民のうちA行政区の方は、徒歩でA避難施設へ避難してください。 B行政区の方は、要避難地域外のBグラウンド一時集合場所に集合してください。県が手配したバスによりB避難施設へ避難します。</p> <p>③ ○○川を境界として、B地区の住民のうちC行政区及びD行政区の方は、一時集合場所Cグラウンドに集合してください。市・県が手配した○○バスと自衛隊車両によりC避難施設及びD避難施設へ避難します。</p> <p>④ 携行品は、最低限の食糧、飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書、薬、着替え（防寒着）など準備してください。</p> <p>⑤ その他の地域の方は、不要な外出を控え、自宅等で待機してください。」</p> <p>【防災一斉メール広報車等伝達文一例】</p> <p>① 「西海市から緊急連絡です。A地区の集客施設内において、爆発物とみられる不審物を発見しました。</p> <p>② A地区A行政区の方はA避難施設へ、B行政区の方は、B避難施設へ避難しますので、本日○○時まで、一時集合場所Bグラウンドへ集合してください。</p> <p>③ B地区C・D行政区の方は、C・D避難施設へ避難しますので、本日○○時まで、一時集合場所Cグラウンドに集合してください。</p> <p>④ 携行品は、最低限の食糧、飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書、薬、着替え（防寒着）など準備してください。</p> <p>⑤ その他の地域の方は、不要な外出を控え、自宅等で待機してください。」</p>
避難実施要領の伝達先	<p>① 県対策本部 ② 現地調整所 ③ 陸上自衛隊第16普通科連隊 ④ 西海警察署 ⑤ 佐世保消防局(東消防署) ⑥ 西海市消防団 ⑦ 西彼医師会 ⑧ 関係行政区長(A・B地区) ⑨ 集客施設管理者 ⑩ 報道関係者</p>
職員間の連絡手段	現地に派遣する職員及び避難誘導にあたる職員の携帯番号を一覧化して市対策本部で管理する。
12 緊急時の連絡先	
西海市国民保護対策本部	電話：0959-37-0011
	FAX：0959-23-3101

(2) 【集客施設等への攻撃のパターン②（公園）】

避難実施要領	
西海市長 年 月 日 時 分現在	
1 長崎県からの避難の指示の内容	
<p>〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分 避難の指示発令</p> <p>① 要避難地域A地区A行政区、B地区B行政区内に居住又は滞在している者は、全員速やかに区域外に避難すること。</p> <p>② 要避難地域内に配置された市職員、消防職員、消防団員、警察官、自衛官による誘導等により指定の一時集合場所へ移動すること。</p> <p>③ B地区施設A、施設B、施設C、施設Dの住民については、一時集合場所へ集合の後、バスにより、要避難地域外の避難所に避難すること。</p>	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	令和 年 月 日 時 分
発生場所	A地区〇〇公園
実行の主体	国際テログループX
事案の概要と被害状況	<p>① 〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分頃、テロ撲滅の音楽の祭典が行われる予定のA地区「〇〇公園」で爆破事案が発生し、多数の死傷者がでた。</p> <p>② 〇〇時〇〇分、同公園から〇〇方向〇キロ離れたB地区「施設A」において、人質立てこもり事案が発生した。</p> <p>③ 〇〇時〇〇分、国際テログループは、これら一連の事案に対する犯行声明を発表、銃器を保有していることを明らかにした上で、更なるテロ行為を予告した。</p>
今後の予測・影響と措置	国際テログループは、自動小銃及びC4爆薬30kg(キャリアケース1個)を保有していることが明らかであり、更なるテロ行為を予告しているため、A施設から半径300mの住民を域外へ避難させる必要がある。
気象の状況	天候:___ 気温:___℃ 風向:___ 風速:___m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	A地区 A行政区、B地区 B行政区及び指定した施設
避難先と避難誘導の方針	<p>① 避難実施要領の住民への伝達及び避難誘導は、市職員、消防職員、消防団員、警察官によって行う。</p> <p>② 自衛隊により警備体制を構築し、安全を確保する。</p> <p>③ 避難所は、A地区A行政区の住民は、「避難施設A」へ。B地区施設A、施設B、施設C、施設Dは、一時集合場所Bへ集合しバスにて「避難施設B」へ。B行政区の住民は、徒歩、車両にて「避難施設B」へ避難する。</p> <p>④ 避難所への移動は、徒歩もしくは、車両移動とする。 (避難行動要支援者は、バスによる移動) 誘導は、警察、消防において実施し、避難経路付近において自衛隊により警備を実施する。</p> <p>⑤ 避難誘導の方法については、現地の市職員、消防職員、消防団員、警察官、自衛隊員からの情報や助言により、適宜修正を行うものとする。 この他、事態の状況が大幅に変更し、避難指示の内容が変更された場合には、本実施要領についても併せて変更する。</p>
避難開始日時	令和 年 月 日 時 分 避難開始
避難完了予定日時	令和 年 月 日 時 分 避難完了

2-3 関係機関の措置等						
措置の概要	① 警察： ・B地区 施設A、施設B、施設C、施設Dにおける避難の呼びかけ、一時集合場所への誘導及び区域内残留者の確認 ・集合場所から避難所までのバスの先導 ② 消防職員・消防団： ・A地区A行政区における避難の呼びかけ、一時集合場所への誘導 ・区域内残留者の確認 ③ 長崎県は、避難者の輸送手段の手配(長崎県バス協会との調整) ④ 市対策本部： ・区域内における避難の呼びかけと集合場所までの誘導 ・区域内残留者の確認 ・避難の運営及び避難者名簿の作成 ⑤ 長崎県バス協会： ・移動手段であるバスの手配と運行					
連絡調整先						
3 事態の特性で留意すべき事項						
事態の特性 (除染の必要性等)	テログループが所持している爆弾は、生物・化学剤が用いられている可能性は、低く、除染等の特別な対応は必要ない。					
地域の特性	要配慮者等の避難には、自主防災組織と連携して避難を行う。					
時期による特性	厳寒期であり、防寒のため避難者には、防寒着の着用を伝達する。					
4 避難者数(単位:人)						
A地区	A行政区		B地区	各施設	B行政区	合計
避難者数(計)			避難者数(計)			
内避難行動要 支援者数			内避難行動要 支援者数			
※ 避難住民の数は、要避難地域における住民基本台帳・避難行動要支援者名簿等を参考として概算						
5 避難施設						
避難先地域	西彼地区	西海地区	大島地区	崎戸地区	大瀬戸地区	
指定避難所 (収容可能 人員)	①西彼総合体育館 (1155) ②西彼教育文化センター (210) ③西彼北小学校体育館 (247)	①西海スポーツガーデン体育館 (525) ②西海公民館 (213)	①大島離島開発センター (288) ②大島農村勤労センター (128) ③大島文化ホール (540※座席)	①崎戸中央公民館 (333) ②崎戸体育館 (493) ③江島住民センター (58) ④平島住民センター (62)	①大瀬戸総合運動公園体育館 (1078) ②大瀬戸コミュニティセンター (287) ③雪浦小学校体育館 (248) ④松島地区公民館 (124)	合計
収容可能 人数 (小計)	1612	738	956	946	1737	5989

福祉避難所 (収容可能 人員)	西彼保健福 祉センター (184)	西海保健セ ンター (105)	大島保健セ ンター (96)	崎戸社会福 祉センター (75)	大瀬戸保健 センター (124)	合計
収容可能 人数 (小計)	184	105	96	75	124	584
収容可能 人数 (合計)	1796	843	1052	1021	1861	総数 6573
5 避難施設						
5-1 避難施設						
避難先地域	A地区			B地区		
避難施設名	A避難施設			B避難施設		
所在地						
収容可能人数						
避難対象者数						
連絡先(電話等)						
連絡担当者	市職員A			市職員B		
その他の留意事項	①A地区A行政区の住民を受け入れ ②住民危難が去るまで避難			①B地区施設A、施設B、施設C、施設D 及びB地区B行政区の住民を受け入れ ②住民危難が去るまで避難		
5-2 一時集合場所						
一時集合場所	一時集合場所A			一時集合場所B		
所在地						
連絡先(電話等)						
連絡担当者	市職員C			市職員D		
その他の留意事項	A地区A行政区の住民は、5人組により、 一時集合場所Aに集合し、自家用車もしく は、徒歩にて避難所へ避難			①B地区施設A、施設B、施設C、施設D 関係者は、一時集合場所Bに集合し、 〇〇バスにて避難所へ避難 ②B地区B行政区の住民は、5人組によ り、一時集合場所Bに集合し、自家用車 もしくは、徒歩にて避難所へ避難		
6 避難手段						
輸送手段		徒歩・バス・船舶・その他(要配慮者用の車)				
輸送 手段 の 詳細	種類(車種等)	さいかい交通	長崎バス	西肥バス	〇〇観光	
	台数	大型×	大型×	大型×	大型×	
	輸送可能人数					
	連絡先					
輸送力配分の考え方						
その他の輸送手段		避難行動要支援者	小型バス×、救急車× (消防、自衛隊)			

7 避難経路			
避難に使用する経路		主要な避難経路は、「国道206号線」、「県道43号線」、「県道12号線」、「国道202号線」及び「国道202号線」、「県道43号線」、「県道12号線」、「国道206号線」とする。 ※詳細は、別添地図のとおり。	
交通規制	実施者の確認	西海警察署	
	規制に当たる人数	西海警察署計画	
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察が主要な避難経路で交通規制を実施する。細部は、警察との調整による。	
警備体制	実施者の確認	陸上自衛隊第16普通科連隊	
	規制に当たる人数	自衛隊計画	
	規制場所	避難経路周辺で警備を行う。	
8 避難誘導方法			
8-1 避難(輸送)方法			
地区名		A地区A行政区	B地区B行政区及び施設A、施設B、施設C、施設D
一時集合場所への避難方法 (一時集合場所を設置する場合)	誘導の実施単位	各世帯、各事業所	各世帯、各事業所
	輸送手段	徒歩	徒歩
	避難先(公民館等)	一時集合場所A	一時集合場所B
	集合時間	月 日 時 分 集合	月 日 時 分 集合
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	約〇〇人	約〇〇人
	輸送手段	徒歩	〇〇バス及び徒歩
	避難経路	※詳細は、別添地図のとおり。	※詳細は、別添地図のとおり。
	避難先	A避難施設 5 避難施設による。	B避難施設 5 避難施設による。
	避難開始日時	月 日 時 分 開始	月 日 時 分 開始
	避難完了予定日時	月 日 時 分 完了	月 日 時 分 完了
	その他(誘導責任者等)	市職員C	市職員D
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	個別に対応	個別に対応
	支援事項	消防団員による避難のサポート	消防団員による避難のサポート
	輸送手段	避難に支援が必要な方には介護タクシーを手配	〇〇バス バスの乗車が不可能な場合、介護タクシーを手配
	避難経路	別紙経路図を参照	別紙経路図を参照
	避難先	5 避難施設 福祉避難所による。	5 避難施設 福祉避難所による。
	避難開始日時	月 日 時 分 開始	月 日 時 分 開始
	避難完了予定日時	月 日 時 分 完了	月 日 時 分 完了

8-2 職員の配置方法	
配置場所	避難先施設、一時集合場所及び主要な交差点
人数	① 避難先施設には、調整要員を含め5名を配置する。 ② 一時集合場所には、それぞれ3名を配置する。 ③ 主要な交差点には、それぞれ1名を配置する。 ※ 配置図に職員名と連絡先を記載する。
現地調整所	連絡要員を2名配置
8-3 残留者の確認方法	
確認者	市職員、消防職員、消防団員、警察官
時期	令和 年 月 日 時 分 開始
場所	要避難地域内
方法	戸別訪問により残留者の有無を確認
措置	残留者に対する避難指示
終了予定日時	令和 年 月 日 時 分 終了
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	集合場所では、提供せずに、避難施設へ避難後提供
食事場所	避難施設
提供する食事の種類	本市備蓄食料品
実施担当部署	市国民保護計画による保健福祉部
8-5 追加情報の伝達方法	
避難誘導に配置した職員による連絡、携帯電話	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
9-1 自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
① 近隣の住民等に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難を行うよう促すものとする。 ② 住民等の携行品は、貴重品や最低限の着替え・日用品にして、円滑な行動に支障を及ぼさないよう促すこととする。 ③ 消防団、自主防災組織、行政区長などのリーダーは毅然とした態度で誘導するよう依頼し、混乱の防止に努めるよう周知する。 ④ 不審者を発見した場合は、消防吏員、警察官に通報するように周知する。	
事態の特性	
① 大量爆破物所持の可能性 ② 有毒ガス等の状況はなし。	
時期の特性	
避難が夜間に及ぶ可能性が高いことから防寒対策に留意する。	
9-2 一時集合場所での対応	
A地区A行政区においては、5人組で避難後、点呼を実施し避難者名簿の作成を行う。	

10 誘導に際しての留意事項（職員）	
① 誘導に当たっては、住民及び滞在者に協力を要請する。 ② 住民等は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなることから、避難誘導に際しては、冷静沈着かつ毅然たる態度を保持する。 ③ 誘導要員に二次被害が及ぶことのないよう、集約した全ての最新情報を提供する。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	① 行政区長へ電話にて住民に連絡要請 ② 避難区域内の避難誘導担当者が個別訪問し伝達 ③ 車両による広報を実施
避難実施要領の伝達先	① 県対策本部 ② 現地調整所 ③ 陸上自衛隊第16普通科連隊 ④ 西海警察署 ⑤ 佐世保消防局(東消防署) ⑥ 西海市消防団 ⑦ 西彼医師会 ⑧ 関係行政区長(A・B地区) ⑨ 集客施設管理者 ⑩ 報道関係者
職員間の連絡手段	現地に派遣する職員及び避難誘導にあたる職員の携帯番号を一覧化して市対策本部で管理する。
12 緊急時の連絡先	
西海市国民保護対策本部	電話：0959-37-0011
	FAX：0959-23-3101

第3章 分類③：域内・域外避難を行うと考えられる類型

1 着上陸侵攻

(1) 【着上陸侵攻のパターン事例①（県外避難）】

① 着上陸侵攻の兆候があり、市外(県外避難)へ避難させる場合
1 想定
○年○月○日、国交悪化の一途をたどっていた某国と我が国は、最後の外交交渉さえ決裂し、一触即発の状態となっていたところ、日本海に面する某国H港に大規模な部隊が集結しているとの情報を得た。
2 国の状況
日本国政府は、某国の部隊集結を捉え、これを武力攻撃予測事態と判断し、直ちに武力攻撃事態対処法第9条に基づく対処基本方針を定めるとともに、内閣に武力攻撃事態等対策本部(以下、国対策本部)を設置した。 国対策本部は、3ヶ月以内に某国による大規模な着上陸侵攻があると予測し、自衛隊に、水際迎撃の準備を指示するとともに、着上陸の想定箇所及びその後の侵攻経路と予測される県及び市町村に対し、国民保護対策本部の設置及び他県への避難措置の指示を発した。
3 長崎県の状況
長崎県は、侵攻経路に当たることが予測されるため、国対策本部より、国民保護対策本部の設置及び国道A号沿線の市町村に対し、県外への避難措置を実施するように指示された。 これに基づき、長崎県は、隣接A、隣接B、西海市、隣接C、隣接D、隣接Eの各市町の住民に対し、2ヶ月以内に県外避難を行うよう指示した。
4 西海市の状況
西海市は、国対策本部より国民保護対策本部の設置及び長崎県よりA県B市、C市、D市へ、全住民を避難させるよう指示を受けたため、直ちに対応体制を整え、避難実施要領の作成に着手した。
5 本状況の特徴
① 県外避難を必要とする。 ② 2ヶ月程度の時間的な余裕があり、計画的な避難が可能である。 ③ 戦闘状態になる前に避難を行うため、国民保護措置に従事する者の安全が確保されている。

5 避難の経路 ※避難経路（陸路及び海路）別紙（P53～54）

- (3) 一般の住民
各地区行政区ごとに陸路又は海路により避難する。

地区名	行政区名	避難先	経路	
西彼地区	全行政区	A県B市	陸路Ⅰ P53	西彼中央運動場～輸送バス～早岐駅～臨時特急列車～B駅～A県輸送バス～B市各避難施設
西海地区	全行政区	A県B市	陸路Ⅱ P53	西海スポーツガーデン～輸送バス～早岐駅～臨時特急列車～B駅～A県輸送バス～B市各避難施設
大瀬戸地区	全行政区	A県C市	陸路Ⅲ P53	大瀬戸総合運動公園～輸送バス～早岐駅～臨時特急列車～C駅～A県輸送バス～C市各避難施設
大島地区	全行政区	A県D市	海路Ⅰ P54	大島若人の森総合運動公園～輸送バス～馬込港～〇〇フェリー～A港第〇埠頭～A県輸送バス～D市各避難施設
崎戸地区	全行政区	A県D市	海路Ⅱ P54	33（さんさん）元気ランド～輸送バス～崎戸港～〇〇フェリー～A港第〇埠頭～A県輸送バス～D市各避難施設

6 避難スケジュール

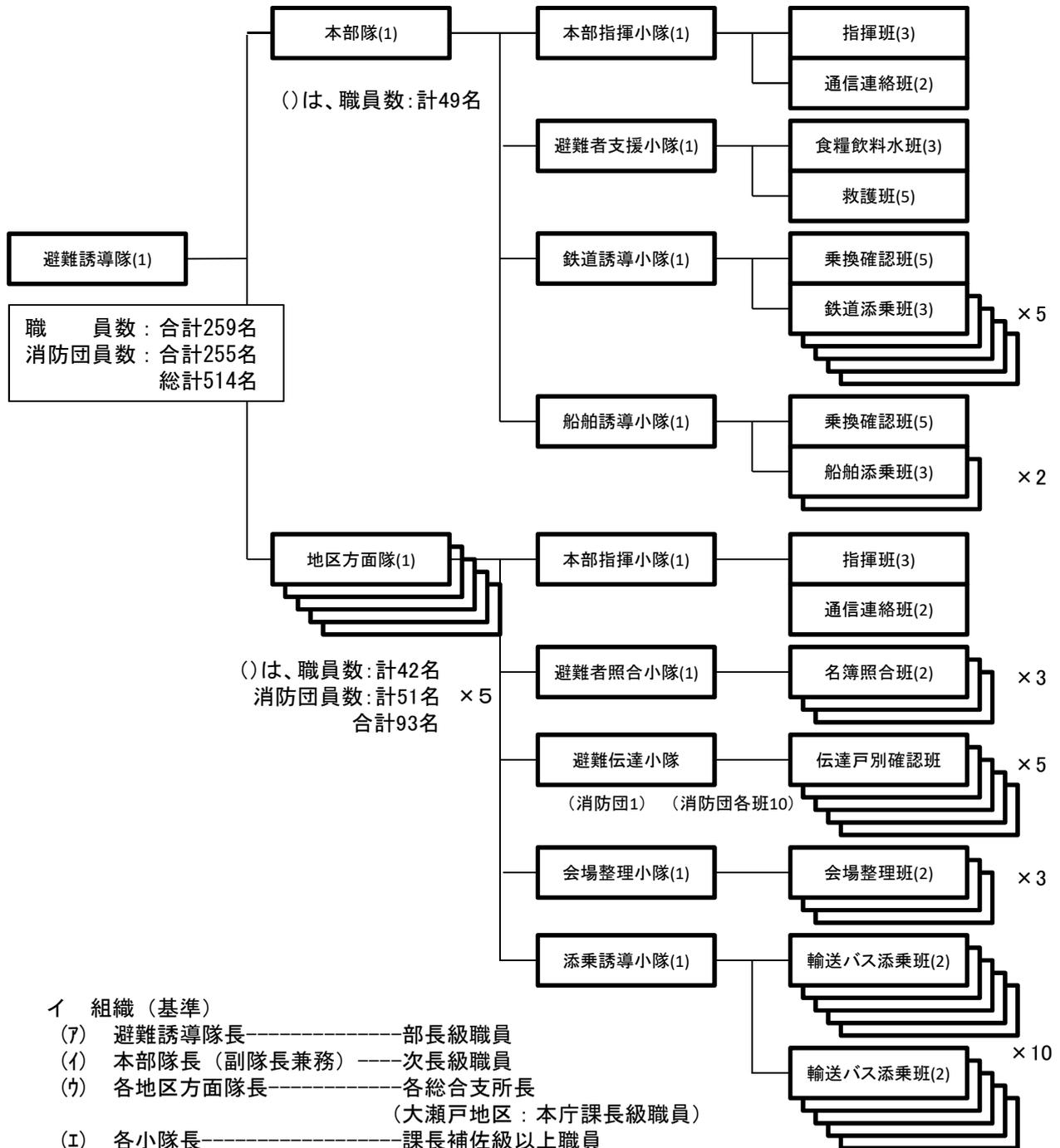
項目	日時	対象者・地区等	備考
行政区長説明会	〇年〇月〇日+1日～ 〇年〇月〇日+5日	各地区区長会において説明	
先発隊出発	〇年〇月〇日+6日	先発市職員人員計9名 (避難先A県各市へ3名ずつ配置)	A県各市と調整含む。(※福祉施設等含む。)
第1次避難 (陸路)	〇年〇月〇日+7日～ 〇月〇日+13日	①自家用車等で避難できる歩行困難者等 ②自力で避難できない歩行困難等 ③市職員福祉部	A県指定場所へ避難
第2次避難 (陸路)	〇年〇月〇日+14日～ 〇月〇日+21日	一般の住民の避難（陸路） ①西彼地区：陸路Ⅰ ②西海地区：陸路Ⅱ ③市職員誘導要員含め〇〇名	A県B市へ避難 西彼・西海方面団含む。
第3次避難 (陸路)	〇年〇月〇日+22日～ 〇月〇日+28日	一般の住民の避難（陸路） ①大瀬戸地区：陸路Ⅲ ②市職員誘導要員含め〇〇名	A県C市へ避難 大瀬戸方面団含む。
第4次避難 (海路)	〇年〇月〇日+14日～ 〇月〇日+28日	一般の住民の避難（海路） ①大島地区：海路Ⅰ ②崎戸地区：海路Ⅱ ③市職員誘導要員含め〇〇名	A県D市へ避難 大島・崎戸方面団含む。

<p>7 交通規制等</p> <p>(1) 早岐駅駐車場の規制 ○月○日+14日 ○時～ 避難誘導のための輸送バス以外、車両乗り入れ禁止</p> <p>(2) 市内国道202号、国道206号及び県道43号、県道12号の規制 ○月○日+14日 ○時～ 自衛隊、警察車両、避難誘導のための車両を優先</p>
<p>8 避難方法の調査・事前届出等</p> <p>(1) 避難者数・方法の調査、事前届出等 ア 行政区長説明会后、避難者数・避難方法（歩行困難な災害時要配慮者及びその支援者が自家用車等で避難する場合）についての調査書を全戸配布し、行政区ごとに取りまとめる。 イ 調査書には、世帯主、避難する者の氏名・生年月日、住所、安否確認時の情報提供の是非などについて、記入させる。 ウ 指定日時以外の日時の避難を希望する者がいる場合は、その者の氏名、理由、避難を希望する日時を記入させる。 エ 歩行困難な災害時要配慮者及びその支援者が自家用車等で避難する場合は、上記のイの他、自家用車等で避難する者の氏名、理由、避難方法・時期、指定避難先への避難の是非、避難先の住所について記入させる。 オ 各行政区は、各支所へ提出、地区ごとにまとめ、市対策本部で管理する。</p> <p>(2) 事前届出等 ア 自家用車にて避難する者は、事前に所定の書式にて届出を行い、同時に通行許可を行う。 イ 事前届出、通行許可を行わない者については、通行規制の解除を認めない。 ウ 事前届出・申請の期間：○月○日+3日8時30分から○月○日+13日17時30分まで</p>
<p>9 その他</p> <p>(1) 避難時の携行可能荷物（自力で避難するものを除く。） 一人で行き、座った時に膝の上に載せられる物までとする。</p>
<p>Ⅲ 避難住民の誘導</p> <p>1 市民への周知</p> <p>(1) 全般的な避難実施要領の説明会の開催 地区ごとに行政区長を招集し、本書に基づく全般的な避難実施要領の説明を実施する。 ア 日時：○年○月○日+1日～○年○月○日+5日 イ 場所：行政区長会に準ずる。 ウ 説明対象：行政区長 エ 説明の体制：本庁の職員から行政区を指定して担当させる。 オ 全般説明班の編成：課長補佐以上を長とする3名体制 カ 職員への説明会：○月○日+4日</p> <p>(2) 避難の細部要領の周知 避難の細部要領について住民説明会を実施する。 ア 日時：各次避難期日の1週間前 イ 場所：小学校等体育館 ウ 説明対象：自力で避難できない住民 エ 説明担当者：各地区の避難誘導担当者（各地区方面隊） オ 説明内容：集合時間、集合場所、乗車要領、避難先地域及び避難施設、携行物品、携行荷物の制限など。</p> <p>2 避難誘導体制</p> <p>(1) 各次避難誘導隊の編成 各部局より職員を抽出・再編し、各次の避難ごと、避難誘導隊を編成して、避難住民を誘導する。</p>

2 避難誘導体制

(2) 避難誘導隊の組織（一案）

ア 編成（基準）



イ 組織（基準）

- (7) 避難誘導隊長-----部長級職員
- (4) 本部隊長（副隊長兼務）----次長級職員
- (7) 各地区方面隊長-----各総合支所長
(大瀬戸地区：本庁課長級職員)
- (1) 各小隊長-----課長補佐級以上職員

(3) 運用

- ア 避難誘導隊は、避難住民の誘導に併せて、避難先へ移動する。
- イ 消防団員（避難伝達小隊）は、一般住民の誘導後、避難先へ移動する。

3 避難誘導要領

- (1) 先発隊の派遣
B市、C市、D市に、事前調整のため先発隊を派遣する。
- ア 日時 : ○月○日+6日出発
イ 経路 : 市庁舎 ~ ○○自動車道 ~ A県B市役所、C市役所、D市役所
ウ 使用車両 : 公用車3台
- (2) 第1次避難
ア 自家用車等で避難できる歩行困難な災害時要配慮者など
(7) 原則として市職員による誘導は行わない。
(イ) ○○自動車A ICに専用ゲートを設定
(ウ) 混雑が予想される○○自動車A IC付近に交通統制を実施
イ 病院、福祉施設の入居者等の避難
(7) 原則として市職員による誘導は行わない。
(イ) 医療機関、福祉事業所ごとに、車両にて避難(県との協議により定める。)
(ウ) 車両調達の支援を行う。
- (3) 第2次避難~第4次避難
事前調査に基づき、各地区住民を借上げ輸送バス及び鉄道、又は船舶にて避難させる。
- ア 指定集合場所
(7) 西彼地区 : 西彼中央運動場
(イ) 西海地区 : 西海スポーツガーデン
(ウ) 大島地区 : 大島若人の森総合運動公園
(エ) 崎戸地区 : 33(さんさん)元気ランド
(オ) 大瀬戸地区 : 大瀬戸総合運動公園
イ 受付、名簿確認 : 各行政区ごとに受付を行い、名簿確認を行う。
ウ 輸送バスの運用 : 1地区あたり10台(大型バス1台あたり約50名)を運用、5台を1コのグループとして、2コグループを交互に運用し、指定集合場所~早岐駅(大島地区は馬込港、崎戸地区は、崎戸港)間をピストン輸送する。
エ 輸送バス添乗誘導 : 輸送バス添乗班員は、早岐駅(大島地区は馬込港、崎戸地区は崎戸港)で乗換確認班に避難者を引き継いだら、そのまま輸送バスに乗り、指定集合場所に戻る。
オ 鉄道・船舶添乗誘導 : 鉄道・船舶添乗班は、添乗誘導する避難者とともに乗車(乗船)し、避難先市の避難誘導要員に引き継ぐまで誘導する。その後、回送臨時列車に乗りし帰る。
カ 避難誘導隊の避難 : 各地区方面隊は、各次の最終日に、担当地区の避難完了を確認した後、輸送バスに乗り、早岐駅に集合する。隊員の点呼確認の後、臨時列車に乗り、避難先市へ避難する。
- (4) 最終後発隊
最終残余職員を取りまとめ、車両にてA県B市へ移動する。
ア 日時 : 避難完了目標○年○月○日-2日
イ 経路 : 市庁舎 ~ ○○自動車道 ~ A県B市役所
ウ 使用車両 : 防災広報車、マイクロバス、本部隊消防車両

4 避難者の支援

- (1) 飲食物の給与
ア 給与内容
(7) 食糧2食分 : 菓子パンもしくは、おにぎりなどの携行しやすく、傷まないもの。
(イ) 飲料水 : 500mlペットボトル入り飲料水2本
イ 給与時期
各地区の指定集合場所での受付時
- (2) 救護体制
避難誘導隊に、救護班として保健師5名を編成する。

5 その他

(1) 輸送・運送車両等（基準）

ア 借り上げ輸送バス（各地区10台運用、大型バス一台あたり約50名）

- (ア) さいかい交通 ○○台
- (イ) 長崎バス ○○台
- (ウ) 西肥バス ○○台
- (エ) ○○観光バス ○○台

イ 臨時特急列車みどり（特急みどり6～8両編成、一両あたり約125名）

- (ア) 10:00発 列車A（750名～1000名）
- (イ) 14:00発 列車B（同上）
- (ウ) 18:00発 列車C（同上）

ウ 臨時フェリー

- (ア) 崎戸商船（フェリーみしま旅客定員250人）
- (イ) 西海沿岸商船（フェリー旅客定員245人）
- (ウ) 九州商船（フェリーなみじ旅客定員432人、フェリー万葉・椿旅客定員各482人）
- (エ) 九州郵船（フェリーエメランドからつ旅客定員350人）

(2) 関係機関との調整

ア 長崎県警察（西海警察署）

- (ア) ○○自動車道A IC付近の交通整理・統制
 - a 時期：○年○月○日+7日～○月○日+13日
 - b 内容等：自家用車等で避難する歩行困難な災害時要配慮者等による混雑のため
- (イ) 早岐駅駐車場の規制
 - a 時期：○年○月○日+14日～○月○日+28日
 - b 内容等：輸送バス乗り入れのため
- (ウ) 市内国道202号、国道206号及び県道43号、県道12号の規制
 - a 時期：○年○月○日+14日～○月○日+28日
 - b 内容等：自衛隊、警察車両、避難誘導のための車両を優先

イ 長崎県

国及びA県へ、できるだけ早期避難住宅の建設を依頼する。

ウ 道路管理者

所管する道路の統制、規制を依頼する。

(3) 避難拒否者への措置

ア 避難指示に従わない者については、戸別確認時に、説得を試みる。

イ どうしても拒否する者については、「避難指示を理解した上で避難を拒否し、その生命、身体、財産に及ぶ全ての危機について、自己の責任に帰するため、事後一切の申し立てをしない」旨の宣誓書に、自筆をもって署名させる。

(4) 緊急の連絡先

ア 本市においてトラブルがあった場合

市国民保護対策本部 電話：0959-37-0011

イ 移動時にトラブルがあった場合

(ア) 市国民保護対策本部 電話：0959-37-0011

(イ) 先発隊 隊長 ○○課長 携帯：

ウ 避難先においてトラブルがあった場合

(ア) 先発隊 隊長 ○○課長 携帯：

(イ) B市避難受入対策本部 電話：

(ウ) C市避難受入対策本部 電話：

(エ) D市避難受入対策本部 電話：

第2次避難	月 日		○年○月○日+14日～○月○日+21日		
地区 (行政区)	誘導対象数		集合時間	避難先施設名	避難先施設住所
	世帯数	人数			
西彼地区	指定集合場所		西彼中央運動場		経路 陸路 I
伊ノ浦			○月○日 ○時○○分	A県B市 ○○体育館	A県B市
小迎					
八木原					
大串					
平山					
鳥加					
白崎					
下岳					
上岳					
喰場					
平原					
白似田					
風早					
亀浦					
宮浦					
中山					

第2次避難	月 日		○年○月○日+14日～○月○日+21日		
地区 (行政区)	誘導対象数		集合時間	避難先施設名	避難先施設住所
	世帯数	人数			
西海地区	指定集合場所		西海スポーツガーデン		経路
					陸路Ⅱ
石田			○月○日 ○時○○分	A県B市 ○○体育館	A県B市
江里					
丹納					
木場					
日守					
太田原					
開田					
浜					
古里					
高地					
畑下第1					
畑下第2					
畑下第3					
水浦					
小郡					
東第1					
東第2					
東第3					
東第4					

第2次避難	月 日		○年○月○日+14日～○月○日+21日		
地区 (行政区)	誘導対象数		集合時間	避難先施設名	避難先施設住所
	世帯数	人数			
西海地区	指定集合場所		西海スポーツガーデン		経路 陸路Ⅱ
下町			○月○日 ○時○○分	A県B市 ○○体育館	A県B市
町ノ辻					
丸山					
中原					
寄船					
宮ノ下					
中					
新屋敷					
岳城					
新田					
天久保第1					
天久保第2					
丸尾					
村					
上					
崎辺					
大岳					
太田和岳					
太田和港					
太田和西					
太田和南					

第2次避難	月 日		○年○月○日+14日～○月○日+21日		
地区 (行政区)	誘導対象数		集合時間	避難先施設名	避難先施設住所
	世帯数	人数			
西海地区	指定集合場所		西海スポーツガーデン		経路 陸路Ⅱ
太田和北			○月○日 ○時○分	A県B市 ○○体育館	A県B市
太田和東					
奥野					
中浦木場					
石宗					
草住					
北泊					
屋良首					
松山					
垣内					
野口					
伊佐浦					
首ノ田					
鳥崎					
上四釜					
下四窯					
七釜南					
七釜木場					
小久保里					
大久保里					
白岳					

第3次避難	月 日		○年○月○日+22日～○月○日+28日		
地区 (行政区)	誘導対象数		集合時間	避難先施設名	避難先施設住所
	世帯数	人数			
大瀬戸地区	指定集合場所		大瀬戸総合運動公園		経路 陸路Ⅲ
柳			○月○日 ○時○○分	A県C市 ○○体育館	A県C市
下郷					
上郷					
平倉					
白西平					
羽出川					
下山					
東濱					
西濱					
緑ヶ丘					
檜浦					
板浦					
福島					
向島					
小松					
南区					
中区					
北区					
西区					

第3次避難	月 日		○年○月○日+22日～○月○日+28日		
地区 (行政区)	誘導対象数		集合時間	避難先施設名	避難先施設住所
	世帯数	人数			
大瀬戸地区	指定集合場所		大瀬戸総合運動公園		経路 陸路Ⅲ
河通			○月○日 ○時○○分	A県C市 ○○体育館	A県C市
上の瀬					
奥浦					
幸物					
藤原					
小干					
松島	指定集合場所		瀬戸港		
釜浦					
本村					
西泊					
外平					
内浦					

第4次避難	月 日		○年○月○日+14日～○月○日+28日		
地区 (行政区)	誘導対象数		集合時間	避難先施設名	避難先施設住所
	世帯数	人数			
大島地区	指定集合場所		大島若人の森総合運動公園	経路	海路 I
黒瀬			○月○日 ○時○分	A県D市 ○○体育館	A県D市
大島					
塩田					
田の浦					
塔の尾					
太田尾					
中戸					
蛤					
徳万					
間瀬本町1区					
間瀬本町2区					
間瀬東町1区					
間瀬東町2区					
馬込東					
馬込西					
寺島					
真砂					
中央					
内浦					
百合ヶ丘					

第4次避難	月 日		○年○月○日+14日～○月○日+28日		
地区 (行政区)	誘導対象数		集合時間	避難先施設名	避難先施設住所
	世帯数	人数			
崎戸地区	指定集合場所		33(さんさん)元気ランド		経路 海路Ⅱ
浅間町			○月○日 ○時○○分	A県D市 ○○体育館	A県D市
千丈敷町					
椿町					
本町					
金比良町					
松崎町					
甚平町					
昭和町					
浦島町					
新本町					
東本町					
栗坂町					
京町					
栗崎町					
海岸通り					
日の出町					
東町					
幸町					
内鋤田町					
宮崎町					

第4次避難	月 日		○年○月○日+14日～○月○日+28日		
地区 (行政区)	誘導対象数		集合時間	避難先施設名	避難先施設住所
	世帯数	人数			
崎戸地区	指定集合場所		33(さんさん)元気ランド		経路 海路Ⅱ
福浦町			○月○日 ○時○○分	A県D市 ○○体育館	A県D市
高峰町					
東山					
永浦町					
浄心町					
本郷上町					
本郷仲町					
本郷港町					
江島	指定集合場所		崎戸港		
江島東					
江島西					
江島浜					
平島	指定集合場所		崎戸港		
平島浦					
平島泊					
平島宮崎					
平島小田					
平島黒崎					
平島南風泊					
平島矢坪					

1 着上陸侵攻

(1) 【着上陸侵攻のパターン事例①（県外避難）】避難経路（陸路Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）

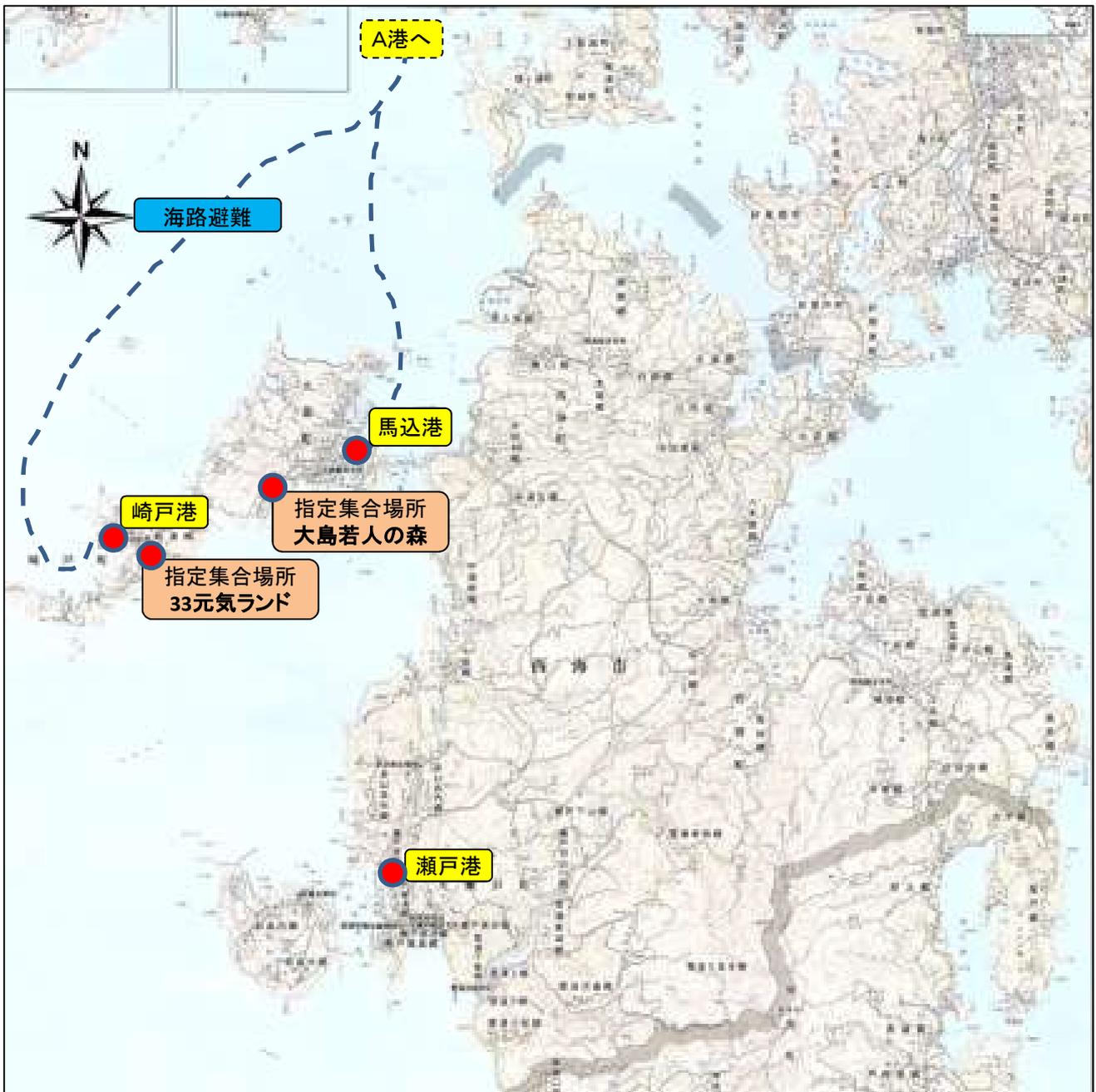
地区名	経路	
西彼地区	陸路Ⅰ	西彼中央運動場～輸送バス～早岐駅～臨時特急列車 ～B駅～A県輸送バス～B市各避難施設
西海地区	陸路Ⅱ	西海スポーツガーデン～輸送バス～早岐駅～臨時特急列車 ～B駅～A県輸送バス～B市各避難施設
大瀬戸地区	陸路Ⅲ	大瀬戸総合運動公園～輸送バス～早岐駅～臨時特急列車 ～C駅～A県輸送バス～C市各避難施設



1 着上陸侵攻

(1) 【着上陸侵攻のパターン事例①（県外避難）】避難経路（海路Ⅰ・Ⅱ）

地区名	経路	
大島地区	海路Ⅰ	大島若人の森総合運動公園～輸送バス～馬込港～ 〇〇フェリー～A港第〇埠頭～A県輸送バス～ D市各避難施設
崎戸地区	海路Ⅱ	33（さんさん）元気ランド～輸送バス～崎戸港～ 〇〇フェリー～A港第〇埠頭～A県輸送バス～ D市各避難施設



1 着上陸侵攻

(2) 【着上陸侵攻のパターン事例②（離島避難）】

◎ 本市域には、江島、平島及び松島の3つの離島があり、交通手段は、海路のみである。

避難実施要領	
西海市長 年 月 日 時 分現在	
市域外避難	
1 長崎県からの避難の指示の内容	
① 避難地域：市全域（着上陸侵攻のパターン事例①県外避難に準ずる。） ② 特に急を要する避難地域：江島、平島及び松島	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	令和 年 月 日 時 分
発生場所	A島、B島
実行の主体	不明
事案の概要と被害状況	武装工作部隊がA島の南海岸（〇〇漁協～B島）の複数地点から侵入し、侵攻を行っている。
今後の予測・影響と措置	周辺海域で武装不審船の攻撃や紛争が発生しており、被害は、市全域及び周辺市町への影響も大きいものと考えられる。また、避難期間も長期間になる可能性もあることを考慮する必要がある。
気象の状況	天候：_____ 気温：_____℃ 風向：_____ 風速：_____m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	市全域（特に急を要する地域：江島、平島、松島）
避難先と避難誘導の方針	①当初、江島、平島及び松島の住民に対し、崎戸港及び瀬戸港へ指定集合場所を設置し、バス等で市外の避難施設へ避難させる。 ②事後、市全域の住民をバス等で市外の避難施設へ避難させる。
避難開始日時	令和 年 月 日 時 分 開始
避難完了予定日時	令和 年 月 日 時 分 完了
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	警察：侵攻された地域周辺の警戒活動 消防：住民への広報活動、避難誘導活動
連絡調整先	① 県現地対策本部：市職員2名を派遣 ② 現地調整所：市職員2名を派遣 ③ その他関係機関：道路管理者
3 事態の特性で留意すべき事項	
事態の特性 (除染の必要性等)	武装工作部隊は、大量殺傷物質等を含んだ攻撃も行う可能性があることや、攻撃による火災などの二次災害も懸念される。
地域の特性	要配慮者等の避難には、自主防災組織と連携して避難を行う。
時期による特性	釣り客等の避難も考慮しなければならず、避難に時間を要することが考えられる。

4 避難者数（単位：人）※R5.10.1現在				
地区	江島	平島	松島	合計
避難者数(計)	89	122	377	588
内要配慮者数				
内外国人等の数	0	0	1	1
5 避難施設等				
5-1 一時集合場所				
避難地域	江島	平島	松島	
避難施設名	江島小中学校	平島小中学校	松島地区公民館	
所在地				
連絡先(電話等)	事務室:37-0352	事務室:47-2006	松島出張所:37-0262	
連絡担当者				
その他の留意事項				
5-2 指定集合場所				
集合場所	崎戸港	崎戸港	瀬戸港	
所在地				
連絡先(電話等)	崎戸商船:35-2525	崎戸商船:35-2525	島の暮らし支援室:37-0122	
連絡担当者				
その他の留意事項				
5-3 避難先施設(市外施設)				
避難施設名	〇〇体育館	〇〇体育館	〇〇体育館	
所在地	〇〇市	〇〇市	〇〇市	
収容可能人員				
連絡先(電話等)				
連絡担当者				
その他の留意事項				
6 避難手段				
輸送手段	バス・船舶・徒歩・ヘリ・その他(要支援者用車両)			
輸送手段の詳細	種類(車種等)	大型バス、船舶		
	台数	大型バス：さいかい交通、長崎バス、西肥バス等15台 船舶：崎戸商船フェリー、市営船NEW松島		
	輸送可能人数	大型バス1台あたり約50人 崎戸商船フェリーみしま(旅客定員250人) 市営船NEW松島(旅客定員220人)		
その他輸送手段	避難行動要支援者	自力歩行困難な高齢者等に対しては、一時集合場所まで市の保有車両による輸送を行う。		

第1次離島避難	月 日		○年○月○日		
地区 (行政区)	誘導対象数		集合時間	避難先施設名	避難先施設住所
	世帯数	人数			
崎戸地区					経路 陸路 I
江島	指定集合場所		崎戸港		
江島東			○月○日 ○時○○分	○○市 ○○体育館	
江島西					
江島浜					
平島	指定集合場所		崎戸港		
平島浦					
平島泊					
平島宮崎					
平島小田					
平島黒崎					
平島南風泊					
平島矢坪					

第2次離島避難	月 日		○年○月○日		
地区 (行政区)	誘導対象数		集合時間	避難先施設名	避難先施設住所
	世帯数	人数			
大瀬戸地区					経路 陸路 II
松島	指定集合場所		瀬戸港		
釜浦			○月○日 ○時○○分	○○市 ○○体育館	
本村					
西泊					
外平					
内浦					

7 避難経路			
避難に使用する経路		主要な避難経路は、「国道206号線」、「県道43号線」、「県道12号線」、「国道202号線」及び「国道202号線」、「県道43号線」、「県道12号線」、「国道206号線」とする。 ※詳細は、別添地図のとおり。	
交通規制	実施者の確認	西海警察署	
	規制に当たる人数		
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察が主要な避難経路で交通規制を実施する。細部は、警察との調整による。	
警備体制	実施者の確認	西海警察署	
	規制に当たる人数		
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。	
8 避難誘導方法			
8-1 避難(輸送)方法			
	地区名	崎戸地区 江島、平島 大瀬戸地区 松島	
一時集合場所への避難方法 (一時集合場所を設置する場合)	誘導の実施単位	各世帯、各事業所	各世帯、各事業所
	輸送手段	徒歩	徒歩
	避難先(体育館等)	各小中体育館	松島地区公民館
	集合時間	月 日 時 分 集合	月 日 時 分 集合
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	約〇〇人	約〇〇人
	輸送手段	崎戸商船フェリー(旅客定員250人) 〇〇バス	市営船NEW松島(旅客定員220人) 〇〇バス
	避難経路	※詳細は、別添地図のとおり。	※詳細は、別添地図のとおり。
	避難先	〇〇市〇〇体育館	〇〇市〇〇体育館
	避難開始日時	月 日 時 分 開始	月 日 時 分 開始
	避難完了予定日時	月 日 時 分 完了	月 日 時 分 完了
	その他(誘導責任者等)	市職員A・B	市職員C
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	個別に対応	
	支援事項	① 消防団員による避難をサポート ② 自力歩行困難な高齢者等に対しては、一時集合場所まで市の保有車両による輸送を行う。	
	輸送手段	① 避難に支援が必要な方には、介護タクシー等を手配 ② 市の保有車両	
	避難経路	別紙経路図を参照	別紙経路図を参照
	避難先	〇〇市〇〇病院	〇〇市〇〇病院
	避難開始日時	月 日 時 分 開始	月 日 時 分 開始
	避難完了予定日時	月 日 時 分 完了	月 日 時 分 完了

8-2 職員の配置方法	
配置場所	避難先施設、一時集合場所、指定集合場所及び主要な交差点
人数	① 避難先施設には、調整要員を含め5名を配置する。 ② 一時集合場所及び指定集合場所には、それぞれ3名を配置する。 ③ 主要な交差点には、それぞれ1名を配置する。 ※ 配置図に職員名と連絡先を記載する。
現地調整所	連絡要員を2名配置
8-3 残留者の確認方法	
確認者	市職員、消防職員、消防団員、警察官
時期	令和 年 月 日 時 分 開始
場所	要避難地域内(島内全域)
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問
措置	残留者に対し避難するよう求める。
終了予定日時	令和 年 月 日 時 分 終了
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	(避難施設に提供)
食事場所	各避難施設
提供する食事の種類	本市備蓄食料品
実施担当部署	市国民保護計画による保健福祉部
8-5 追加情報の伝達方法	
① 避難誘導に配置した職員による連絡 ② 防災行政無線、広報車等	
9 避難時の留意事項 (主に住民)	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
① 近隣の住民等に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難を行うよう促すものとする。 ② 携行品は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分を証明するもの、最低限の着替え・日用品 非常持ち出し品等を携行するものとする。	
事態の特性	
武装グループが潜伏している可能性があるため、複数人で避難し、周りに注意を払う必要がある。	
時期の特性	
避難が夜間に及ぶ可能性があることから防寒対策に留意する。	

10 誘導に際しての留意事項（職員）	
① 誘導に当たっては、住民及び滞在者に協力を要請する。 ② 住民等は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなることから、避難誘導に際しては、冷静沈着かつ毅然たる態度を保持する。 ③ 誘導要員に二次被害が及ぶことのないよう、集約した全ての最新情報を提供する。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	① 行政区長へ電話にて住民に連絡要請 ② 防災行政無線を用いて避難実施要領の内容を伝達 ③ 市ホームページ等掲載 ④ 広報車、消防車両による広報を実施
避難実施要領の伝達先	① 県対策本部 ② 現地調整所 ③ 陸上自衛隊第16普通科連隊 ④ 西海警察署 ⑤ 佐世保消防局（東消防署） ⑥ 西海市消防団 ⑦ 西彼医師会 ⑧ 関係行政区長 ⑨ 集客施設管理者 ⑩ 報道関係者
職員間の連絡手段	現地に派遣する職員及び避難誘導にあたる職員の携帯番号を一覧化して市対策本部で管理する。
12 緊急時の連絡先	
西海市国民保護対策本部	電話：0959-37-0011
	FAX：0959-23-3101

避難実施要領

長崎県西海市長
年 月 日

1 県からの「避難の指示」の内容

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	令和 年 月 日 時 分
発生場所	
実行の主体	
事案の概要と被害状況	
今後の予測・影響と措置	
気象の状況	天候：_____ 気温：_____°C 風向：_____ 風速：_____m/s
<h3>2-2 避難住民の誘導の概要</h3>	
要避難地域	
避難先と避難誘導の方針	
避難開始日時	令和 年 月 日 時 分 開始
避難完了予定日時	令和 年 月 日 時 分 完了

2-3 関係機関の措置等				
措置の概要				
連絡調整先		① 佐世保市消防局（代表）：0956-23-9255 ② 西海警察署（代表）：0959-22-0110 ③ 陸上自衛隊第16普通科連隊（代表）：0957-52-2131		
3 事態の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性当)				
地域の特性				
時期による特性				
4 要避難地域及び避難先地域				
区分	要避難地域名	要避難数	避難先地域名	受入人数
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
5 職員の配置方法				
配置場所				
人数				
現地調整所				
6 残留者の確認方法				
確認者				
時期				
場所				
方法				
措置				
終了予定日時		令和 年 月 日 時 分 終了		

7 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	
食事場所	
提供する食事の種類	
実施担当部署	
8 追加情報の伝達方法	
9 避難時の留意事項(主に住民)	
9-1 自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
事態の特性	
時期の特性	
9-2 一時集合場所での対応	
10 誘導に際しての留意事項(職員)(心得・安全確保・服装等)	
(1) 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。 (2) 災害用被服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。 (3) 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼び掛けること。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線、テレビ、ホームページ、SNS
避難実施要領の伝達先	
職員間の連絡手段	
12 緊急時の連絡先	
西海市対策本部 TEL 0959-37-0011 FAX 0959-23-3101	